

神で、古事記偽作の前には神代諸神と交渉のない神であつたらしい、試に此等十六神につき私見の存する所をのべて、それが如何にして神代神話に結びつけられたかを考へよう。

(一)大國御魂神は、十六神中日本書紀にも名を現した唯一の神である。即ち崇神紀に

先是、天照大神、和大國魂二神、並祭於天皇大殿内

とある和大國魂神がそれである。然るに神代記一書の説に

大國主神、亦名大物主神、亦號國作大己貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰大國玉

神、亦曰顯國玉神

とあつて大國主命の別號として居る。之と同じく古語拾遺大己貴神の下にも

一名大物主神、一名大國主命、一名大國魂神、今大和國城上郡大三輪神是也

といつて大國魂神を大國主命の異名として居るが、古事記はこれ等異名の中、大物主神と大國玉神との二つを省いて、その代りに大國御魂神を大年神の第一子にあてゝゐる。

(二)韓神は多く園神と並稱せらる。園神や韓神のことは日本書紀や續日本紀には一度も出て來ないが、文徳實錄以後の國史には屢々出てくる。新抄格勅符抄によると天平神護元年園神廿戸韓神十戸の神封が寄進されて居る、この園韓神のことに就ては延喜式四時祭には「園并韓神

大年神十
六子中書
紀に見え
たる唯一
の大國魂
神

園韓神

三座祭」とあつて神名帳にも宮内省座神中に園神社と韓神社と二座が見えて居る。塵袋にこの二神を説明して

宮内省園
韓神は遷
都以前よ
り鎮座の
神

宮内省ニ二ハシラノ神トイハ、レ玉ヘリ。一ニハ園神、二ニハ韓神ナリ。ソレヲ一所ニオ
ハシマセバ、トリ合テソノカラカミトハ云フナリ(中略)。イマダ、ミヤユウツリナカリケル
ハジメヨリ、コ、ニオハシマス神也ケリ。皇居ヲタテマツラル、時、外ヘワタシタテマツ
ラントシケルニ、タ、ハタウカラ帝皇ヲマホリ奉ト御託宣アリケルトカヤ。
と云ひ、古事談にも

園韓神社者、本在自坐大内跡、而遷都之時、造宮使等、可移他所云々

と同じやうなことをのべて居て、これによると平安遷都以前から後の宮城地にあつたものらしい。さうして彼の長岡の遷都には喜田博士が論ぜられた如く秦氏の努力が與つて力あつたらしいが(帝都)、平安京の宇多野の地もとは秦氏の所領であつたのであるから、もしその地に園神韓神がまつられて居たならば、それは秦氏によつて祭られたものであらう。さうして秦氏か歸化人の子孫で、祭られる神が韓神とよばれるところから判断すると韓神は歸化人によつて祀られた外來の神であらう。後拾遺和歌集十六に

秦氏の所
領にあり
し園韓神

資良朝臣藏人にて侍ける時、園韓神のまつりの内侍に催すとてみそぎすれど、此世の神はしるしなれば、園から神にいのらんといひて侍ける返事によめる。少將内侍近きだにきかぬみそぎを何かそのから神までは遠く祈らむ。

とあつて園韓神を「此世の神」即我が國神でないといひ、「近き」國神にもきかぬ御祓を「遠き」國の神にするに及ばじと歌つた意をかんがへると韓神も園神も外國の神と知られて居たらしく思はれる。従つて古事記大年神の第二子としてあげられた韓神もこの外來神であらう。(三)の曾富理神も或はこの園神のことであるかも知れぬ。(四)の白日神、(五)の聖神も恐らくは外國神であらう。次に(六)大香山戸神と(七)御年神を後廻しにして先づ奥津日子神奥津比賣命について考察しよう。

(八)奥津日子神奥津比賣命について古事記は

大年神：又天知迦流美豆比賣に娶ひて生みませるみ子、奥津日子ノ神。次に奥津比賣ノ命、またの名は大戸比賣ノ神。こは諸人のもち拜く竈の神なり。

とある。然るに竈神の祭祀は日本書紀には見えず、又神祇令にも出て居ない。さうして續日本紀の天平三年正月の條下に「乙亥 神祇官奏、庭火御竈、四時祭祀、永爲常例」とあり、次で文

竈神と我
朝廷に於
けるその
祭祀

德實錄齊衡二年十二月の條に、大炊寮大八鳥竈神に従五位下を授けられたことが載つて居り、延喜神祇式臨時祭に御竈祭があつて、同齋宮の條に「忌火、庭火、御竈井神祭」とあり、其下に「遷入野宮之初所祭、毎月朔祭二竈、料亦准之」と註し、また大膳職には「竈神四座」をあげて居る。また日本紀略村上天皇應和元年十一月二十日の條に「今日亥二點、天皇自冷泉院遷御新造内裏、有公卿已下上官諸陣饗屯食等先置。巳二點内膳司御竈神三所、自彼院奉渡之、中納言兼明卿供奉」とあり、春記長曆四年十一月の條には新嘗祭に竈神奉渡の事を記し、後世の禁秘抄には天皇行幸の際竈神を供奉することを記してゐる。此等に依て竈神が朝廷に於て祀られる様に成つたのは天平三年以後の事である。平安朝に至つて頗る盛になつたことが知られる。さうして塵袋に竈神のことを説いて

ヘツイヲマツルト云ハ、カマノ(神ノ)神歟、沐浴ノ神歟。此國ニカマヲバ湯ヲワカスウツハモノトス、大國ニハ飯ヲスル器也、是故ニカマノ神ヲバ福神トス。コノ朝ニハ飯ヲスル事ハヲボロゲニハナケレドモ、其神ヲマツルヲヘツイマツルト云フニヤ、昔後漢ノ宣帝ノ時陰子方ト云人アリケリ、孝心アリテナサケフカキモノナリ、臘日ニツトニオキテ炊、竈神形ヲアラハシテミエケリ、コレハ黄羊ヲマツルニ、ニハカニ家トミユタカナリ。田七百

我竈神を
外來のものとする
のとする
塵袋の説

餘墳アリト云ヘリ、コノフルキアトヲタツネテ、今ノ人モマツル。竈神ノ名ハ彈、字ハ子郭也

漢籍に見えたる竈神崇祀

といひ其起原を漢土に求めて居る。引くところ陰子方の話は後漢書陰識傳に出て居るが、此外史記の封禪書や漢書の息文躬傳などにも竈神のことが見えて居り、更に溯ると禮記祭法に王爲群姓立七祀。曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰泰厲、曰戶、曰竈。諸侯爲國立五祀。曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰公厲。大夫立三祀。曰族厲、曰門、曰行。適士立二祀。曰門、曰行。庶士庶人立一祀。或立戶、或立竈。とあつて月令には竈を五祀の中に入れて居る。所謂月令は秦の呂不韋の客が作つたものに本づくもので、戰國以來流行した五行思想に本づき方角を五方に分ち、各方に其管轄神を定めて居る。これを表記すると次の通りである。

東	春	大皞	句芒	戶
南	夏	炎帝	祝融	竈
中央		黃帝	后土	中霤
西	秋	少皞	蓐收	門
北	冬	顓頊	玄冥	行

これによつて支那に於ける竈神の起源が如何に古いかゞ想像せられる。さうして續修東大寺正倉院文書天平勝寶八歳の具註曆斷簡に

歲德 月德 天恩 天赦

右件上吉、庶事皆用之吉、其修宮室、坏城鄣、修堤防井竈門戶、起土修宅、及碓碇廁等、雖非正造之月、因有崩壞事須營者、並用此日亦吉

とあつて、井竈門戶及宅を修築する日の吉凶を説いて居たのはこれも五行説の影響で、井竈門戶及宅の五者は月令の五祀と似て居る。延喜神祇式に御門祭、齋戶祭、御井祭、御竈祭、大殿祭などあるのも五祀を模したものであらう。従つて漢土の五祀は可なり古くから我國に影響を與へて居るが、殊に竈神が尤も著名である。日吉禰宜口傳抄によると日枝の神社に竈殿が附隨して建てられたらしく百鍊抄によると松尾の社にも竈殿があつたらしく、さうして比叡と松尾とは密接な關係にある社で松尾が歸化人の秦氏によつて興されて居ることを思ひ合すと竈神が漢土の神であることも略首肯せられるであらう。従つて江家次第抄に「竈神准唐土之禮、一夏所祭也」とあるのも所以ありといふべきである。要するに竈神は支那に於て起つた神で、それが比較的昔から歸化人等によつて我國に傳つて平安朝に至つて盛に崇祀せられたもので、諸人

我古曆に見えたる井竈門戶及宅の修築日の吉凶

歸化神祠と竈神

が竈神といつさまつる奥津日子神や奥津比賣命もまた我本來の神話であるか否かが疑はしい。

(九)大山咋神亦名は山末之大主神、この神につき古事記はいふ。

次ニ大山上咋ノ神、亦ノ名、山末之大主神、此神者、坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鏑神者也。

本居翁はいふ大山咋の咋の字は大主と同義、大山大主の神は比叡と松尾に祭ると、松尾は歸化人秦氏の社、比叡は傳教大師が唐土の天台山王に模して祀る神、或は唐土より大師を護りて我國に渡來した傳説もある。然らば大山咋神も漢土の神か、もし然らずとするも比叡松尾の榮えない前は神代神話に名も出てない地主山神の類であらう(第二編第八章參看)。(一〇)庭津日神以下七神については、多くは考へて居ない、唯中につき(一二)の香山戸臣神は(六)の大香山戸臣命と似て居る、或は同じ神名が二つに分れたのであるまいか。これと似た例は(七)の御年神とその父神大年神に於ても見ることができる。

(七)御年神は古事記によると大年神の子と成つて居るが大年と御年とは同じ様な意味であるから或は一神が分れて二つと成つたのかも知れぬ。大年を御年といふは大神を大御神又は御神と稱する様な類であらう。さて御年神は書紀には出て居ないが古語拾遺には御歳神と成つて居る。

大山咋神は外來神か又は無名の山神

御年神と大年神

古語拾遺御歳神の説話

る。

昔在神代大地主神、營田之日、以牛穴食田人、于時御歳神之子、至於甘田唾饗而還、以狀告父、御歳神發怒以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神令片巫肱巫占求其由、御歳神爲祟、宜獻白猪白馬白鷄以解其怒、依教奉謝、御歳神答曰、實吾意也、宜以麻柄作持持之、乃以其葉掃之、以天押草押之、以鳥扇扇之、若如此不出去者、宜以牛穴置溝口、作男莖形以加之、以薏子蜀桧、吳桃葉及鹽班置其畔、仍從其教、苗葉復茂、年穀豐稔、是今神祇官以白猪白馬白鷄祭御歳神之緣也

右は古語拾遺の一節で祈年祭の緣起を説いた神話であるが、これによると御歳神が祈年の祭祀を受ける神である。然るに令集解には

仲春祈年祭、謂、祈猶禱也、欲令歲災不作、時令順度、即於神祇官祭之、故曰祈年。釋云祈音渠依反、鄭玄注周禮曰、祈禱也、謂爲除凶災、別呼吉神以、求福也、於神祇官總祭天神地祇百官官人集、別葛木鳴名爲御年神、祭日白猪白鷄各一口也

とあつて葛木鳴神を御年神と爲すとあるから、御年神は固有の神名でなくして祈年祭の主神を意味するらしく、又祈年祭祝詞の首に

令集解及祈年祭祝詞に述べたる御年神の呼稱

御年皇神等能前爾白久

とあつて御年皇神の下に等の字を加へて居る點から察すると御年神は一神でないらしい。然るに古事記はこれを固有の神名として記載して居るのは不思議である。江次第抄や年中行事秘抄等によると祈年祭は天武天皇四年甲申に始まつて、桓武天皇の延暦十七年には九月行はれたが後には二月に改められたといふ。想ふに御年神はこの祈年祭の爲めに定められた神でそれが後に固有名の如く考へられるに至つたものであらうから、古事記の記載も比較的新しいものであらう。さうして御年神の父大年神もまたその名によつて考へると矢張り祈年祭神の別名であらうと思はれる。

以上大年神の御兒十六神について考察したところを要約すると、これ等十六神中書紀に見えた神はたゞ大國御魂神だけで他は皆書紀の作者の知らなかつた神々である。さうしてその中には韓神竈神の如く漢土の神と見られるものがあり、大山咋神、御年神の如く平安朝初期に於て特に著れ出た神もある。さうして又此等の神の主要なるものは比叡松尾社に關係ある神々であつて兩社の勢力とともに著名になつて居るのを考へると、古事記が特にこれ等の神々を記載して居るのは兩社の崇祀する神々を神代神話に連絡する技巧に出たことが想像せられる。

祈年祭は
天武四年
に始ると
する説

大年神の
弟宇迦之
御魂神と
紀の冊神
の子倉稻
魂

古事記は平安朝初期に勃興して來た諸神を大年神の子として速須佐之男命(素戔鳴尊)に結びつけて居るが、大年神の弟神として宇迦之御魂神をつらねて居る。然るに日本紀神代卷一書の説には伊弉册尊が風神(級長戸邊命)海神(少童命)山神(山祇)水門神(速秋津日命)木神(句々廼馳)土神(埴安神)を生み給ふたことを記した中に

又飢時生兒號倉稻魂命

といつて「倉稻魂此云宇介能美拖磨」と注して居る。又大殿祭祀辭には「神御名乎白久屋船久久遲命、屋船豐宇氣姬命登御名乎奉稱」とあつて「久々遲命」の下には「是木靈也」と注し「豐宇氣姬命」の下には

是稻靈也、俗詞宇賀能美多麻、今世産屋以辟木束稻置於戸邊乃以米散屋中之類也と注して居る、これによると、古事記の「宇迦之御魂」は神代紀の「倉稻魂」、大殿祭祀辭の「豐宇氣姬命」にあたり、ともに「稻靈」の意味であるらしい。然るに神代紀では倉稻魂(ウガノミタマ)は木神(句々廼馳)等とともに伊弉册神の子であつて、大殿祭祀詞もまた神代紀と同じ考へであるらしいが、古事記では木神久久能智だけを伊邪那美神の子として、宇迦之御魂神をば須

宇迦之御
魂神を大
年神の弟
とした理
由

佐之男神の子大年神の弟として居る。想ふに古事記が宇迦之御魂神を大年神の弟としたのはそれが稻靈を意味して年熟に關係あるが爲めであらう。又神代紀によると「ウカノミタマ」の兄弟に大山祇神といふがあるが、既に「ウガノミタマ」を大年神の弟に配した古事記は更に大山祇神の女大市比賣を須佐之男命に妻はして大年神と宇迦之御魂神とを生まして居る。又大殿祭祝詞によると豊宇氣姬命は宇迦之御魂の異稱であるが古事記は後者を須佐之男尊の御子とし、前者を伊邪那美神の別の孫豊宇氣毘賣神として二つに分けて居る。これ等は古事記の作者が後に祭えた諸神を神代神話に結びつける爲めの苦心を示すものであらう。

【註】「倉稻魂」の倉の字意味未詳、本居翁は食の字の誤かといふ。然し神武紀に「稻魂女此云宇伽能迷」と見え、和名鈔には日本紀私記を引いて「稻魂 宇介乃美太萬俗 云宇加乃美太萬」といふから私記の作者が見た日本紀はたゞ稻魂の二字に作つて上に倉の字がなかつたのであらう。

古事記は須佐之男神が櫛名田比賣を娶つて八嶋士奴美神を生み、次に神大市比賣を娶つて大年神と宇迦之御魂神とを生んだ事をかいた後、先づ八嶋士奴美神の子孫を列挙してゐるが其五世の孫は有名な大國主神で、古事記の作者は此神の叙述に上卷全體の五分の一に相當する紙數を費し、その後大年神系の記述に移つて居る。さうして須佐之男神御子としての大年神の名

八嶋士奴美神系と大年神系の記事の文脈疎隔

が擧られてから其系統の詳叙に移るまでの間に非常な間隔があつて文脈が續きかねる。乃で或る學者は此大年神系の記事は後人の附加竄入で古事記本來の文であるまいと疑うて居られる。之は一應尤もな觀察であるが、よく古事記の文を熟讀すると後の大年神系叙述の張本は須佐之男命の三子を並べたところに存して居るのであるから、大年神系は古事記に闕くべからざるものである。想ふに古事記の作者は先づ速須佐之男命の長子八嶋士奴美命の子孫を叙し、次に大年神の十六子を叙して神代神話と大年神系とを連接せしめ、然る後大國主命の逸事逸話を挿入した爲め、文脈の疎隔を來たしたものであらう。

一體古事記といふ書物は書紀に見えない神々を諸所にあげてゐるが、尤も整つた一系としてかゝれて居るのは大年神系であつて、此神々を神代系に連接せしめるのが古事記僞作の最大目的であるらしい。さうして此等神々の戸籍をしらべることによつて僞作者が如何なる時代如何なる系統の人であるかを推測せられるのである。

第二章 別天神五柱と神世七代の構成

前章大年神系の構成を論ずるにあつて、元來同神異名であるべき「宇迦之御魂神」と「豊宇

古事記の眼目とする大年神系の作成

氣姫命」とが古事記に於て二柱の神として記載されて居るのを發見した。然し此様な例證は獨りこれだけに止らずして別天神五柱並神世七代の記事中に於ても發見することが可能。試みにそれ等の部分を抄出しよう。

天地のはじめの時、高天原に成りませる神の名は

天之御中主、神

次に高御産巢日、神

次に神産巢日、神

この三柱の神は、みな獨神成りまして身を隠したまひき。次に國稚く浮脂の如くにしてくらげなす漂へる時に、葦牙の如萌え騰る物によりて成りませる神の名は

宇麻志阿斯訶備比古遲、神

次に天之常立、神

この二柱の神も獨身成りまして、身を隠したまひき

上の件五柱の神は別天神

古事記の
別天神五
柱の文

古事記の
神世七代

次に成りませる神の名は

國之常立神

次に豐雲野、神

此二柱の神も獨神成りまして、身を隠したまひき。次に成りませる神の名は

宇比地邇、神。次に妹須比智邇、神

次に、角杵、神、次に妹活杵、神

次に意富斗能地神、次に妹大斗乃辨、神

次に淤母陀琉神、次に妹阿夜訶志古泥、神

次に伊邪那岐神、次に妹伊邪那美神

上の件、國常立神より伊邪那美神まで併せて神世七代とをす。

先づ神世七代について考へよう。古事記は神世七代を叙した後に「上の件云々」の一節があつて、それは神代紀の「自國常立尊、迄伊弉諾尊伊弉册尊、是謂神世七代者矣」と同じであるが七代の内容は古事記と日本紀との間に一致を缺いて居る。即ち神代紀は獨神三代と雙神四代と合せて七代十一神としてゐるが、古事記は獨神二代雙神五代合せて七代十二神としてゐる。さ

神世七代
の紀記兩
書相異點

うして神代紀の本文では雙神四代を

一、湍土煮尊、沙土煮尊

二、大戸之道尊、大苦邊尊

三、面足尊、惶根尊

四、伊弉諾尊、伊弉冊尊

として居るが、その下に引かれた一書は、(二)の大戸之道尊大苦邊尊の代りに

角織尊、活織尊

を以てして居る。然るに古事記の作者は神代紀本文の四代と一書の角織活織の二尊を加へて雙神を五代と定めた。乃て神代紀が乾道獨化の三神とした 一、國常立尊 二、國狹槌尊 三、豐斟淳尊の内から(二)の國狹槌一神を除いて獨化二神となしこれに雙神五代を加へて神世七代の數に合して居る。然し古事記作者は國狹槌を全然除き去らず、伊邪那岐神の子大山津見神が野椎神とともに生み給うた神八柱の中にこれを容れて天之狹土神、國之狹土神、天之狹霧神、國之狹霧神等として居る。所謂「國之狹土」は書紀の國狹槌で、天之狹土は國之狹土に對して案出せられた名であらう。

古事記の
雙神一代
増加と獨
神一代削
除

いまこの古事記の神世七代を列舉してこれを書紀に對照すると次の通りである。

一、國之常立神(紀の國常立尊)

二、豐雲野神(紀の豐斟淳尊)

三、宇比地邇神、須比智邇神(紀の湍土煮尊、沙土煮尊)

四、角杙神、活杙神(一書。角織尊、活織尊)

五、意富斗能地神、大斗乃辨神(紀の大戸之邊尊、大苦邊尊)

六、淤母陀琉神、阿夜訶志古泥神(紀の面足尊惶根尊)

七、伊邪那岐神、伊邪那美神(紀の伊弉諾尊伊弉冊尊)

古事記神
世七代は
紀の本文
と一書と
の合様

古事記は書紀の本文と一書の説とを合様して神世七代の記事を構成したことは上述の通りであるが、同じ方法によつて更に別天神五柱の記事を構成した。即ち古事記が別天神として羅列した五神も畢竟書紀獨化三神の異名を按排したにすぎない。試みに神代紀の本文及一書の中に見えた獨化神の名の異なるものを列舉すれば次の通りである。

一、國常立尊(國底立尊)

神代紀獨
化神の各
相異の神
名

- 二、國狹槌尊(國狹立尊)
- 三、豐樹淳尊(豐國主尊、豐組野尊、豐香節尊)
- 四、可美葦芽彥舅尊
- 五、天御中主尊
- 六、高皇產靈尊
- 七、神皇產靈尊
- 八、天常立尊

【註】尙稱生四代神の記事の下に一書を引いて、國常立尊、天鏡尊、天萬尊、沫蕩尊、及伊弉諾尊を列ねて獨化神の如く記するも果して獨化神として記せるや否や覺束なし。

以上八神の中(一)、(二)、(三)の三神は書紀本文に獨化三神としてあぐるところ、古事記は其中(一)と(三)とを取りて獨生二神とし神世七代の初におき(二)を大山津見神の子としたが、更に(四)、(五)、(六)、(七)、(八)の五神を別天神五柱として神世七代の前において居る。その中(五)(六)(七)の三神は神代紀一書に

又曰、高天原所生神名、曰天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊

別天神五柱の構成

獨化三神の諸別名

とあつて、古語拾遺にも「天地剖判之初、天中所生之神名、曰天御中主神云々」といひ、(一)(二)、(三)の異名の如く見える。さうして尊卑分脈(藤原氏)天御中主尊の下に注して

國常立尊御事是也、彼御別名也、我朝天地開闢、最初國主是也

といひ、天口事書に天常立尊、天御中主尊、及國常立尊を「是三神是一神」といつて居るなどは古くから天御中主尊を國常立尊の別名と考へた證據で之から推測しても(五)(六)(七)の三神が(一)(二)(三)の異名であることが想定できる。次に(四)の可美葦芽彥舅尊も神代紀一書に

一書曰、天地未生之時(中略)其中生一物、如葦芽之初生泥中也、便化爲人、號國常立尊

一書曰、予時國中生物、狀如葦芽之抽出也、因此有化生之神、號可美葦芽彥舅尊、次國常立尊、次國狹槌尊

とあるを比較して考へると、國常立所生の際の形容詞から可美葦芽彥舅尊の名が分化したことが想像される。又(八)の天常立尊も神代紀一書に

天地初判、有物若葦芽生於空中、因此化神號天常立尊、次可美葦芽彥舅尊

とあるも上に引いた一書の説に比較して考へると可美葦芽彥舅の名よりも後に、國常立に對し

三神異名の分化

て考案されたもので畢竟國常立の概念以外に出てゐない、乃て上に引いた天口事書にも天常立を國常立と是一神といつたのであらう。

要するに天御中主以下三神は國常立以下三神の別名で可美葦牙彥舅及天常立もまた國常立の神話から發展して現れた神名に外ならぬ。従つて古事記作者が別天神五柱として陳ねた五神は既に神世七代中にあげられた諸神の別名に外ならぬ。然らば古事記の作者は何が故にこの重複にわたる諸神を列擧したであらうか、これには種々な理由があらうが、第一此等五神殊に高皇産靈神、神皇産靈神は多く大巫の祝詞中にも見え、平安朝に至つてからは宮中祭神として崇め祀られて居るから此等の神名を記録する必要があつた爲めであらう。第二に天地開闢の神は昔から造化の三神として知られて居て、古事記の序にも「乾坤初分參神作造化首」といつた位であるが、古事記は神世五代の構成の必要から古來造化三神と稱へられた國常立等三神の中から國狹土を除き去つた爲め造化三神の傳説が破壊されてしまつた、乃て新たに三神の異名を別立せしめて天御中主等の三神を立てた。第三に古事記の作者は可成多くの神々を記録しようとするためたことは神世七代中に角杵神、活杵神を加へたことに依ても知られるが、それが同じ理由で可美葦牙彥舅尊や天常主尊やを加へたらしい。別天神五柱構成の爲には少なくとも此三の意圖が

古事記作者の同神異名を別立したる理由

別天神五柱の中間と末尾とに加へたる注記の重複

別天神記載の文章と神代紀の文

動いて居る様に思はれる。もし單に多くの神名を保存するだけが目的であつたならば、これ等五柱の神はいづれも同じ獨神であるから五神の名を連ねて「上件五柱神者別天神」と結べば事足るわけであるが、古事記は先づ天御中主尊以下三神だけをあげて「此三柱神者竝獨神成坐而隱身也」といひ、次に宇麻志阿斯訶備比古遲神と天之常立神とをあげてまた「此二柱亦獨神成坐而隱身也」といつたのは、造化三神を特に表明する意思があるからである。又單に造化三神を表すことが主意であれば書紀の獨神は種々あつて必ずしも天之御中主神等の三神とする必要はないが、特にこの三神の名を選んだのは古事記作成當時重んぜられてゐた高皇産靈神や神皇産靈神を力説する考へがあつたからであらう。

別天神五柱の名はこれを神代紀の獨神に取つたことは上述の通りであるが、この別天神を記載する文章も亦神代紀獨神によつて細工をしたもの、如くに思はれる。即ち古事記の開卷第一に

天地初發之時於高天原成神名、天之御中主神、次高御産巢日神、次神産巢日神とあるは神代紀一書に

一書曰、天地初判、始有俱生之神。又曰、高天原所生神名、曰天御中主尊、次高皇産

靈尊、次神皇產靈尊

とあるのを襲つて少し文をかきかへたにすぎない。又同じ天地創造説を別の一書には

一書曰、古國稚稚之時、譬猶「浮膏」而漂蕩、于時國中生物狀如「葦牙之抽出」也、因此有「化生之神、號「可美葦牙彥鼻尊、次國常立尊、次國狹槌尊

とかいてゐるが、古事記はこれを取つて次の二神の記載に用ゐて居る、その文は次の如くである。

次國稚如「浮脂、而久羅下那洲多陀用幣疏之時、如「葦牙、因「萌騰之物、成神名、宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神

此等を比較して熟讀玩味すれば古事記構成の資料が那邊にあつて如何に改造されてゐるか判るであらう。

之を要するに古事記の別天神五柱と神世七代の記事は日本紀の本文と一書とを材料として、造化三神と神世七代の神話體系を改造したもので日本紀以外別の資料を見て居らぬ。然に新井白石の古史通には舊事紀古事記日本紀の相違を通して一定するにあたり、「其世次の詳なる事は舊事紀に見えし所にしくものなければ、今其文によりて別天神とも申すおはしませし事をこゝ

古史通の別天神考

伊勢貞丈の舊事本紀剝偽

にしるす」といつて別天神の根據を舊事紀に求めて居る。もし現存舊事紀が眞撰であれば古事記別天神の記載もこれに本づくものと考へなければならぬが、舊事紀の偽書であることは既に大宰純の辨道書、多田義俊（桂秋齋）の舊事紀偽書明證考、伊勢貞丈の舊事本紀剝偽などに論述された通りで本片翁も亦これを古事記と日本紀とを取り合せて偽撰したものだとして居られる、試みに貞丈の語を引かう。

舊事紀ハ往古ノ偽書也、古偽ヲ察セズシテ多ク是ヲ引用テ證トス、故ニ近世ノ學者松下見林貝原信篤及好古、新井君美、壺井義知等モ皆惑テ是ヲ引證ス、山崎垂加以下巫學家ノ徒是ヲ以テ口實トスルハ言フニ足ラズ、唯大宰純及桂秋齋其偽ヲ辨ズ、具眼ノ人ト謂フベシ、予モ亦舊事本紀ヲ疑フコト久シ、彼二子ノ説ヲ聞テ疑ヲ決シ其唾ヲ舐テ今剝偽ノ書ヲ著シ云々

既に舊事紀が偽撰とすれば別天神の記事は古事記の創説で、古事記も亦天長承和の際の偽撰であるとするればこれ等の記事の材料は日本紀以外に求めることは可能ない。左に古事記の別天神五柱と神世七代十二神とを日本紀の本文並一書に見えた諸神名と對照して其本づくところを示さう。

記紀神名對照表

古事記	日本紀本文	日本紀引一書
天之御中主神	天御中主尊
高御產巢日神	高皇產靈尊
神產巢日神	神皇產靈尊
此三柱神者並獨神成坐而隱身也	獨化三神の異說
宇麻志阿斯訶備比古遲神	可美葦牙彥舅尊
天之常立神	天常立尊
此二柱神亦獨神成坐而隱身也	(同上) 異名
國之常立神	國常立尊	獨化三神
豐雲野神	國狹槌尊
此二柱神亦獨神成坐而隱身也	豐樹淳尊
宇比地邇神	泥土煮尊	泥土煮尊
須比智邇神	沙土煮尊	沙土煮尊
角杙神	角機尊
活杙神	活機尊
意富斗能地神	大戸之道尊	相參
大斗乃辨神	大苦邊尊	八神

神二十代七世神

柱五神天別

湊母陀琉神	面足尊	面長尊	の
阿夜訶志古泥神	惶根尊	惶根尊	異
伊邪那岐神	伊弉諾尊	伊弉諾尊	說
伊邪那美神	伊弉冊尊	伊弉冊尊	

第三章 古事記の國土生成說

古事記の國土生成の文

別天神五柱と神世七代の記事は古事記獨特のものであるが、而も尙ほ日本書紀の本文と一書とを材料として改作を試みたものにすぎないことは前章に論じた通りである。吾人は此に國土生成に關する古事記の特異な點について考察しよう。古事記の國土生成說は次の通りである。

かれ乃ちかへり降りまして、更にかの天の御柱を先のごと往き廻りたまひき。こゝに伊邪那岐ノ命先づあな美哉をとめをとのりたまひ、後に妹伊邪那美ノ命あな美哉をとめをとのりたまひき。かくのりたまひ竟へて、御合ひまして子淡道之穗之狹別ノ鳥を生みたまひき。次に伊豫ノ二名島を生みたまひき。この島は身一つにして面四つあり、面毎に名あり。かれ伊豫ノ國を愛比賣といひ、讃岐ノ國を飯依比古といひ、粟ノ國を大宜都比賣といひ、土左

ノ國を建依別といふ。次に隱岐の三子ノ島を生みたまふ。またの名は天之忍許呂別。次に筑紫ノ島を生みたまふ。この島も亦身一つにして面四つあり、面毎に名あり、かれ筑紫ノ國を白日別といひ、豊國を豊日別といひ、肥ノ國を建日向日豊久士比泥別といひ、熊曾ノ國を建日別といふ。次に伊岐ノ島を生みたまふ。またの名は天比登都柱といふ。次に津島を生みたまふ。またの名は天之狭手依比賣といふ。次に佐度ノ島を生みたまふ。次に大倭豊秋津島を生みたまふ。またの名は天御虚空豊秋津根別といふ。かれこの八島を先づ生みませる國なるによりて大八島國といふ。

古事記は此下更に吉備ノ兒島、小豆島、大島、女島、知訶島、兩兒島の六島を生める事を記してゐる。右一段は舊事紀も略同であるが、但し古事記に「肥國を建日向日豊久士比泥別といふ」とある一句を舊事紀は「肥國謂速日別、日向國謂豊久士比泥別」に作つて二國に分つてゐる、然し前の「筑紫の島も身一つにして面四あり」に對照すれば古事記の方が正しいことが判る。

偕右の一段に於て最初二神の問答の部分は書紀の文を達意的にかき流したやうな語であるが國土成生説に入ると古事記は書紀に見えない記事を含んでゐる。先づ第一に國土生成の順序については古から異説が多かつたと見えて書紀にも一書數種を徵引して居るが、まだ古事記ほど

肥の國土
生成と紀
の諸種の
異説

多くの島名を列して居るものがない。第二に古事記は島々に皆別名を添へて居るが、これも書紀にはないところである。第三に伊豫と筑紫とが一島四面にして面毎に名を異にする傳説も書紀にはない。これ等は古事記國土成生説の特徴である。神代紀の國土成生段下には十種の異説が引かれて居るが、その中成生の順序に關係しない異文四をのぞいてこれを古事記と照し合せて表にすると次の如くに成る。

肥の國土
生成と紀
の諸種の
異説

古事記	神代紀本文	一書ノ一	一書ノ二	一書ノ三	一書ノ四	一書ノ五	一書ノ六
先づ水蛭兒を産みて流す	淡路洲(爲)	陰神先唱、先生蛭兒次	淡路洲淡洲	淡路洲	磯馭處島	淡路洲(胞)	陰神先唱
淡道之穂之狭別島	胞)大日本	生淡洲	(胞)大日本	淡路州	大日本豊秋	大日本豊秋	淡路洲
伊豫之二名島	豊秋津洲	大日本豊秋	豊秋津洲	大日本豊秋	大日本豊秋	大日本豊秋	淡路洲
隱岐之三子島	伊豫二名洲	津洲	伊豫二名洲	津洲	津洲	津洲	蛭兒
(亦名天之忍許呂別)	筑紫洲	伊豫二名洲	筑紫洲	伊豫二名洲	伊豫二名洲	伊豫二名洲	
伊伎紫島	隱岐双子	筑紫洲	隱岐双子	隱岐洲	筑紫洲	隱岐三子洲	
(亦名天比登都柱)	越洲	佐度洲	越洲	佐度洲	吉備子洲	佐度洲	
津(亦名天之狭手依比賣)島	大洲	佐度洲	大洲	筑紫洲	隱岐洲	筑紫洲	
佐度島	吉備子洲	越洲	子洲	壹岐洲	越洲	吉備子洲	

八	大倭豊秋津島 (亦名天御虛空 秋津根島)	(以上八島國)	吉備子洲	對馬洲	大洲
九	吉備兒島 (亦名建日 方別)	(以上大八洲)			
一〇	小豆島 (亦名大野 手比賣)				
一一	大島 (亦名大多 麻琉別)				
一二	女島 (亦名天根 知)				
一三	忍男島 (亦名天之 忍)				
一四	兩兒島 (亦名天兩 島)				

記の綜合
的構成

右の表によると國土成生の順序は日本紀編纂當時既に異説紛々として一定しなかつたらしく今からいづれが古くていづれが新しい傳説であるかを判断しがたい。然し古事記大八島國の名は一書ノ三が尤も似て居るから古事記は恐らく七書の三を中心として他の異説を参考し異説中にある吉備兒島大島の如きを大八島成生後の所生として後に附加したものらしい、但し大八島成生に先つて水蛭兒を生んだ話は一書の三にも書紀の本文にもない傳説で殊に本文では蛭兒

は日神月神素戔嗚神と同時に生れた事として後に記載して居る。平心全體を通觀すると紀の本文の傳説が尤も自然で原始的の様に思はれるが、古事記は一書ノ一或は六によつて蛭兒神の生誕を大八島國の前において居る。この蛭兒の記事及島々の名について考へても古事記は書紀の本文と異説とを綜合して作られたものだといふ想像がつく。

然らば此等諸島の異名と伊豫筑紫の四面四名説は那邊から得た材料であらうか。伊豫筑紫の四名説は古事記以外の文献では舊事紀と善隣國寶記とに出て居るが、前者は古事記と書紀とを合糅して作られた偽書であり、後者は室町時代のもので舊事本紀に材を取つて居るのだから、これ等によつて古事記の四名説を裏書することは可能ない。又阿波國太龍寺縁起所載の「金剛遍照撰」と署題する縁起中に

先産淡路洲、是云淡道穗狹別。次伊與産在二名洲。有一身四面、一云愛止比賣、是與洲也。二云飯依比賣、是讚岐國也。三云大宜都比賣、是阿波國也。四云達依別、是土佐洲也。

とある。右の中「次伊與産在二名洲」は「次産伊與二名洲」の誤り、「愛止比賣」は「愛上比賣」の寫誤、「飯依比賣」は「飯依比古」の誤、「達依別」は「建依別」の誤で、これが眞に金剛遍照空海の作であるならば天長承和の頃に出來た古事記はこれ等を参考としたと考ふべきであるが、其文章

伊豫筑紫
四面四名
の説と他
の諸書

記の肥國の別名と肥前風土記

は寧ろ古事記から取つて作られたものと判断されるから、先づ管見の及ぶ所では四名説は平安朝以前の文献には絶えてない説で古事記の創製であらう。又筑紫の四名説によると肥國の別名を「建日向日豊久土比泥別」と呼んだといふが、肥前風土記には「本與肥後國合爲一國」といひ、その火の國の名について景行紀(十八年)の説を引用したと思はれるものと、また別に崇神天皇に結びつけた傳説とを載せて居るが「建日向日豊久土比泥別」といふ様な別名には言及して居ない。即ち筑紫の四名説も古事記を以て最初とする。

記十三島の別名と舊事大成經の加上

又古事記生成の島は凡て十四島で其中佐度島を除く以外の十三島にはそれ／＼異名が添加されて居るが、悉く平安朝以前の文献に見當らないものゝみである。古事記尊崇者から云へばかかる特異な傳説を記して居る點が古事記の有難いところかも知れぬが、不幸にして私は爾く考へ得ない。古事記及舊事紀以外の書物で廣く地名の異説を列ねたものに「舊事大成經」といふのがある。此の書によると「大日本豊秋津瑞穂中底日高國、身是一兮、而十有二、每面有名」と冒頭して「穴門國名豊頭別雄、出雲國名八雲別雄、若狹國名止戸依媛云々」といふ如くあらゆる地に別名が附加されて居る。これは勿論舊事紀などに本いて更に別名を増益加上したもので、江戸時代の僧潮音が伊雜宮の爲めにする所あらむとして延寶天和の頃に僞作したものであると

いはれて居る。想ふに古事記も亦天長承和の際の撰述で、その材料は大抵書紀の本文及異説に取つて居るが、往々かくの如き考案をめぐらして書紀以上に出ようと試みたものであらう。即ち江戸時代の潮音が伊雜宮の爲めに舊事大成經を僞作した如く平安朝初期に於ける賀茂松尾比叡關係の社司から古事記が假託されたらしい。さうして彼の舊事大成經は出るとすぐ其僞作が暴露されて誰も信ずるものがないが、古事記の假託は頗る周密に考案されて、これを裏書する爲めに舊事紀が作られ之を宣傳する爲めに弘私記序が作られて、久しい間漸次に世の信用を博するに至つたものらしい。

第四章 度相神と御門神

記の外宮の度相に關する記事

古事記は大體日本紀の本文と一書の説とを合糅して作られたものであるが、往々記者の創意で構成された特異の記事もある。度相神と御門神の如きもその一例である。古事記の作者は日向降臨の記事を終らうとするところに次の如くいつてゐる。

こゝにかのをさし八尺勾瓊鏡、また草那藝ノ劔、亦常世ノ思金神、手力男神、天石門別ノ神を副へ賜ひて詔りたまへらく、「此鏡は専ら我御魂として吾前に拜くがごといつき奉れ、

次に思金ノ神はみ前の事を取り持ちてまをしたまへ」とのりたまひき。此二柱の神は佐久久斯侶伊須受宮に拜き祭る。次に登由宇氣ノ神、こは外宮の度相に坐す神也。次に天ノ石戸別神、またの名は櫛石窓ノ神とまをし、またの名は豊石窓ノ神とももをす、この神は御門の神也

こゝに「此二柱の神は佐久久斯侶伊須受宮に拜き祭る」とあるは御鏡と思金の神とが伊勢五十宮即内宮にまつられて居ることをいひ、「次に登由宇氣ノ神こは外宮の度相に坐す神也」といつたのは豊受大神が度會の外宮に鎮座しますをいひ、「次に天戸別神……この神は御門の神也」とあるは後の御門神の由來を説いたものである。この中五鈴宮即内宮については神代紀磐戸段の一書にも「此時以鏡入其石窟……此即伊勢崇秘之大神也」とあつて申すも畏きことであるが、豊受大神か日向天降に隨伴して伊勢の度會に祭つるといふ説と御門神のことは書紀の本文は勿論其一書にも見えて居ない。乃ち此二條は古事記の特異な記載であるが、今先づ豊受大神の條につき鄙考をのべて次に御門神の事に及ばう。

止由氣宮
儀式帳の
所傳

登由宇氣神のことが書紀に見えないことは上記の通りであるが、延暦二十三年進上と稱する止由氣宮儀式帳には

天照坐皇太神、始卷向玉城宮御宇天皇御世(垂仁朝)國々處々大宮處求賜時、度會乃宇治乃伊須々乃河上爾大宮供奉、爾時大長谷天皇(雄略天皇)御夢爾誨覺賜天、吾高天原坐_且見志眞岐賜志處爾、志都眞利坐奴、然吾一所耳坐波甚苦、加以大御饌毛安不聞食坐故爾、丹波國比治乃眞奈井爾坐我御饌都神等由氣太神乎、我許欲止誨覺奉_支。爾時天皇驚悟賜_且、即從丹波國令行幸_且度會乃山田原、下石根爾宮柱太知立、高天原爾知疑高知_且宮定齋仕奉始_支、是以御饌殿造奉_且、天照坐皇太神乃朝乃大御饌夕乃大御饌乎日別供奉

丹後國風
土記の傳
説

といつて等由氣大神(豊受大神)を雄略帝の御代に丹波から伊勢に遷し奉つたとかいて居る。さうして丹波に於ける登由宇氣大神の事跡は丹後風土記に次の如く記されて居る。

丹後國者與丹波國合爲一國、于時日本根子天津御代、豊國成姬天皇(元明)御宇、詔割丹波國五郡置丹後國也。所以號丹波者、往者豊宇氣大神天降、于當國之伊去奈子嶽坐之時天道日女命等、請求大神五穀及桑蠶等之種矣、便於其嶽、掘眞名井濯其水、定水田陸田、而悉植焉、則秋垂穎八握莫々然甚快也、大神見之大歡喜、詔阿那邇惠志田植彌_且之田庭矣、然後復大神者登于高天原焉、故云田庭也。丹波且波但波、以上其文字皆以訓多爾波。又同書伽佐郡の條には

伽佐郡者、舊曰笠郡也、字訓曰「宇氣乃己保利」、所以其稱「宇氣」、往昔豐宇氣大神留「座于田造郷笠原山」、而人民等受「其恩賴」、故曰「宇氣」也、笠一訓伽佐、仍今世謬曰「伽佐乃己保利」也。とある。彼れ此れ對照して考へると豐宇氣神がもと丹波に鎮座あつて後に伊勢に遷し奉つたものと察せられる。然し古事記にいふが如く此大神を日向降臨の際隨伴し來つたものとは記して居らぬ、否寧ろ此大神は丹波に降つて後に伊勢に迎へられたと解すべきである。

豐受大神が丹波から伊勢に迎へられた傳説は延喜二十三年進上の止由氣宮儀式帳に始めて記されたもので、かの神道五部書中尤も古いと思はれる寶基本紀にも同じ様に記録して居るが、同じ五部書中でもやゝ後のものと思はれる御鎮座本紀には

崇神朝丹波天降兩宮並祀の說

御間城入彦五十瓊殖天皇(崇神)三十九歲壬戌、天照大神遷幸但波乃吉佐宮、今歲止由氣之皇太神結幽契、天降居云々

といつて、天照大神が崇神天皇の三十九年に但波に遷幸し給うた際、豐受大神も但波に天降つて、此に始めて兩神の幽契を結ばれたといつて居る。さうして御鎮座傳記、御鎮座次第記及倭姫世紀にも同じ意味のことを記して居るが、殊に倭姫世紀には崇神天皇の三十九年から垂仁天皇の二十六年まで、丹波大和紀伊吉備伊賀近江美濃尾張伊勢諸國に遷幸して遂に五十鈴河上に

崇神紀に丹波遷幸の說なく垂仁紀東廻遷幸を始とす

鎮座せられた順路を詳記して居る。然るに日本紀の崇神紀には丹波諸國に天照大神が遷幸あつた事を記して居らず、垂仁紀に入つて初めて

離^{チマツリテ}天照大神於豐相姫命^{ツケタマフ}託于倭姫命、爰倭姫命求鎮坐大神之處、而詣菟田後幡、更還之入近江國、東廻美濃、到伊勢國、

と記して居るのを見ると、崇神帝三十九年に丹波に遷幸あつたといふ傳説は比較的後出の説で輕々しく信ずる事が出来ない。一體神道五部書と稱せらるゝ書物は古くから問題視されて居る書物であるが、其中にも新舊の差別があつて一概に論じ難い。就中寶基本紀は其奥書によると天慶五年と建保二年とに内宮系の荒木田神主に書寫せられ、後文永三年に内宮の禰宜から外宮の神主度會常主が相傳し次で建治三年に外宮の度會行忠が重寫した本と成つて居る。さうして寛文五年度會延佳の奥書にはその内に延喜格等を引いて居て其後に天慶五年の奥書があるから延喜以後天慶以前の書だといつて居る。之に對し吉見幸和の五部書說辨には、天慶建保文永の奥書を疑つて文永以後に度會氏が偽作附加したものかも知れぬと論じて居る、然し永仁四年(皇紀一九五五)内外兩宮の禰宜が皇字沙汰を争つたとき御鎮座本紀が内宮禰宜によつて破斥せられて居る點から見ると當時五部書中の御鎮座本紀が出来て居たことは明瞭で、寶基本紀が御鎮

吉見幸和の五部書說辨

寶基本紀は内宮系の作なべし

座本紀より古い事は勿論であるから、文永三年(皇紀一九二六)頃寶基本紀 既に世に公に成つて居た書物であらう。さうして當時既に多少内宮に對して反抗の氣分をもつて居た度會氏が態に内宮系から傳寫したといふ奥書を偽作することも考へられぬから、矢張り文永の奥書は眞物らしく、又天慶建保の奥書も偽りであるまい。従つて寶基本紀は延喜以後天慶以前の所作で止由氣儀式帳及延喜格序よりも後に内宮系の人が外宮の所傳をも參考して作つた本であらう。さうして外宮系の儀式帳にも内宮系の寶基本紀にも崇神帝の御世に丹波遷幸のあつたことを記して居ないから延喜の頃或はその後暫くの間は未だ崇神朝遷幸の傳説がなく、自然豐受大神が崇神朝に丹波に降臨し給ふたといふ傳説も起つて居なかつたであらう。

御鎮座本紀、御鎮座傳記倭姫命世記の偽作と吉見幸和の批評

次に御鎮座本紀は、その奥書の初に「于時大佐々命、乙乃古命、蒙勅宣奉仕、己酉歲、乙乃古命二男大神飛鳥記之」とあつて其後に度會系の神主が相傳したことを記して居るが、其内容より見ると寶基本紀より後鎌倉時代に入つてから偽作された書物で、これについて御鎮座傳記及次第記が作られ、最後に倭姫命世記が作られたらしい。吉見幸和の五部書說辨に「寶基本紀先成而後撰傳記及本紀」といひ、又「按世記は……傳記本紀等より後の所撰と見えたり、如何といふに、其偽作漸く巧者になりて、邪佞奸曲前に十倍し、作文も尤らしく作立たる者也、」

豐受神奉迎の年月と紀の丹波餘謝浦嶋の年時

と論じたのは尤も肯綮にあたる説といふべきである。さうして豐受大神が崇神朝丹波に降臨されたといふ傳説が此等の本から初まつて居ることは、此の傳説の起源が鎌倉期にあることを示すものである。

次に儀式帳によると天照大神の伊勢遷幸は垂仁朝にあつて止由氣大神奉迎は雄略朝にあるが寶基本紀はこれを垂仁帝の二十五年と雄略帝の二十二年秋七月のこととして居る。さうして日本紀は天照大神の遷幸は垂仁紀廿五年に載せて居るが雄略紀廿二年秋七月には豐受大神奉迎の事を載せないでその代りに丹波餘謝郡浦嶋子が龜にのつて蓬萊山に到つた傳説をのせて居る、又儀式帳によると豐受大神のもと鎮座所は丹波の比治の眞奈井といひ、寶基本紀に丹後の與謝郡比沼山頂眞名井原だといふ、本紀の比沼は比治の誤りて比治山の別名は伊去奈子嶽(丹後風土記)といふといふ。丹後風土記は此の比治山を説明して

丹波郡比治眞井の天女神仙傳

(丹波郡) 郡家、西方隅方、有比治里、此里、比治山頂有井、其名云眞井、今既成沼といひ、更に一つの面白い傳説物語をのせてある。その物語はかうである。昔八人の天女が此井に降つたところ、その一人が和奈佐といふ老夫婦に天衣を竊まれて天に還られず、遂に和奈佐夫妻の子と成り十餘年間をその家に住つた。その間に件の天女は萬病を除く藥酒を醸造して

老夫妻の利を計つたが、老夫婦はこれによつて非常の富を得た後終に天女を放つた。然るに久しく人界に沈淪して通力を失つた天女は天にもかへられず仰いで號泣した。その後天女は竹野郡奈具村に留つた、奈具に坐す豊宇加能賣命は即此天女だ。以上が眞井に關する物語の要點である。さて此物語の豊宇加能賣命は止由氣大神と同音で、此物語の發生地比治山の眞奈井は儀式帳によると止由氣大神天降鎮座所である。彼れこれ綜合して考へると止由氣大神を丹波比治山から迎へたといふ儀式帳の記事は此豊宇加能賣命の物語から思ひ付いた説かも知れぬ。又大神を迎へた時を雄略帝の二十二年秋七月とする寶基本紀の説は雄略紀の浦嶋子の傳説から取つたものでないとも限らぬ。勿論豊宇加能賣命の傳説と浦嶋の話とは似もつかぬ話ではあるが、前者は天女が人界に降つた神仙談、後者は人が蓬萊に遊んだ神仙談、共に神仙談たる事に於て一分の通ずる所はある。又浦嶋子は與謝郡といふが、本來は丹波郡であるべき比治山が寶基本紀を初めとして御鎮座本紀等の諸書に與謝郡と誤り傳へられて居るのも、兩傳説の混同に何かの關係因縁があらう。之を要するに豊受大神を丹波より迎へ奉つたといふ傳説は儀式帳に初まつて寶基本紀等にうけつがれて居るが、かゝる事實は日本書紀には見えて居らず、風土記にも記されてない。但風土記によると丹波郡比治山の眞名井に豊宇氣大神が天降つて五穀桑蠶の法

豊宇加能賣命と止由氣大神

丹波郡を與謝郡に誤る

を教へた物語と、豊宇加能賣命がこゝに天降つて後竹野郡奈具村に鎮座したといふ傳説が傳へられて居るにすぎない。従つて日本書紀や風土記の出來た頃までは、豊受大神を丹波から迎へたといふ傳説は未だ認められて居なかつたらしく、これが説かれ初めたのが儀式帳であるから、此傳説は豊受宮の禰宜等によつて唱へ出された話であらう。彼の丹波郡と記すべき比治山を與謝郡と記した如きは此話を傳へた人が丹波の地理に暗かつたことを示すもので、此傳説が丹波に起らずして伊勢に起つたことを暗示して居る。(後には餘謝宮の稱號まで記す)

既に豊受大神が日向天降の際隨伴して降臨し給ふたといふ古事記の記載も疑はしく、崇神朝に天照大神丹波遷幸の際丹波に降臨されたといふ御鎮座本紀の説も偽りであり、又雄略朝に丹波から伊勢に迎へ奉つたといふ寶基本紀の記事疑はしいとすれば、豊受大神は如何なる神で如何にして伊勢に祀られるに至つたものであらうか。その御名と風土記の記載とを綜合して考へると本來は穀物に關係した御神と推測せられる。豊受大神が丹波郡に坐して伊去奈子嶽一名比治山上に眞名井を掘つて田庭にそゝぎ五穀を植ゑ給ふたといふ傳説は丹波風土記に見え、後の神道五部書によつても此神が稻穀に關係あつたらしいから、大神が稻穀の神であつた事は尤も古い所傳であらう。又延喜式大殿祭祀祝詞の中に「屋船久久廼馳命、屋船豊宇氣姫命」とが並べ

稻穀神の神話とその神石

稻穀神崇
祀の流布
及大神宮
屯倉設置
の傳説

あげられてゐるが、前者は日本紀神代紀に見えた木神「句々廼馳」のことで屋船は稱辭であるから後の屋船にも大した意味はなく豊宇氣姫命だけが神の名であらう、さうして此下本注に「是稻靈也、俗謂宇賀能美多麻」とあるから豊宇氣姫命は稻穀の靈で宇賀能美多麻ともいはれたことが判る。然るにこの宇賀能美多麻は神代紀に「倉稻魂此云宇賀能美挖磨」とある倉稻魂のことで、和名抄には稻魂に作つて居る。又神武紀には「稻魂女此云宇伽能迷」とある、これ等によつて考ると「宇賀」或は「宇介」或は「宇氣」は稻の義であることが判る。さうして豊は饒かなる義で稱辭であるから豊宇氣神は稻穀の神であらう。それが男性の神として呼ばれるときは豊宇氣大神となり女性神と成ると豊宇氣姫命（大殿祭祀詞）或は豊宇伽能賣命（丹後風土記）或は稻魂女（神武紀）と成るのである。既にそれが稻穀の神と見らるゝならば、農業の行はるゝところ穀食の行はるゝところには、此神が崇祀せられるに至るのは尤も自然なことで、彼の丹波比治山上に豊受大神の傳説があるのは即その一例で、その他の地方に於てもこの種祭神が崇められたであらう。さうして皇太神宮儀式帳に

難波朝廷天下立評給時仁以十郷分_且度會_乃山田_原立_屯倉_且新家運阿久多督領、磯連_牟良助督仕奉支以十郷分竹村立屯倉、麻績連廣背督領、磯部_眞夜手助督仕奉支

磯連或は
磯部と大
神宮所領

とあつて、度會の山田に太神宮の屯倉が立てられたことが判る。此等屯倉が果して難波朝から始まつたか否かは疑問とするも古き昔にこれが立てられたことだけは信じ得るであらう。さうして此等屯倉の助督の任にあつた磯連或は磯部氏は、五十鈴川上の大神宮が磯宮（垂仁紀）と呼ばれて、和名類聚抄に見えた但馬朝來郡が太田文に「磯部庄五十二町本所伊勢太神宮領家」と記され、新抄格勅符抄に「磯部神十四戸大和國、伊勢大神宮神戸」といひ、延喜式に志摩郡磯部驛とある磯部が太神宮の別宮伊雜宮の所在地であるなど綜合して考へると磯宮の神戸が磯部と稱せられ、磯部出身者が大神宮の屯倉の助督をつとめたものと思はれる。さうして續日本紀和銅四年三月の條に

伊勢國人磯部祖父高志二人、賜姓渡相神主

磯部氏と
渡相神主

とあるのは、恐らく外宮の神主度會氏が、この屯倉に仕へて居た磯部氏から起つて居ることを示すものであらう。果して然らば外宮の神主の家柄は太神宮の屯倉を守つた磯部氏が發展したもので、屯倉が大神宮の御貢米集藏所であり、外宮の祭神が豊受大神と稱へまつる稻穀神であることから判断すると、豊受大神も本來は大神宮屯倉の内に磯部氏によつて奉祀された稻穀神でそれが時代の推移と、もに發展して後の外宮と成つたものであらう。

度會遠祖奉仕次第によると、度會神主は「天御中主尊十二世孫天御雲命子天牟羅雲命」の後だとして居るが、渡相神主が國史に見えたのは前掲和銅四年賜姓の記事が最初であるから、此頃から漸次發展の兆があらはれたのであらう、さうして其後神護景雲元年八月改元の詔に

度會等由氣宮の史上の初見

伊勢國守從五位下阿倍朝臣東人等我奏久六月十七日爾度會郡乃等由氣乃宮乃上仁當天五色瑞雲起覆天在、依此天彼形乎書寫以進止奏利(續日本紀)

とあるは等由氣宮の名が國史に見えた最初で、此時阿部朝臣東人等に叙位が行はれ、又大神宮禰宜外從五位下神主首名に外正五位下、等由氣宮禰宜外正六位下神主忍人に外從五位下の叙位が行はれたとある。蓋し此の瑞雲の現れたのは大神宮の靈感で、それが等由氣宮上に現れたが爲めに兩宮に叙位が行はれたのであらうが、此時はまだ等由氣神が大神宮に對當して外宮といふ如き稱呼を用ゐて居ない。それから翌神護景雲二年四月辛丑の條に「始賜伊勢大神宮禰義季祿、其官位准從七位。度會宮禰義准正八位」とあり、又天應元年四月桓武天皇の即位にあつて伊勢大神宮に勅使が差遣されて、その禰宜正六位上神主儀守に從五位を授けられたが、度會宮に對してはこの事がなかつたやうである。また續日本紀以後、日本後紀、續日本後紀、三代實錄等の諸書は五十餘宮を伊勢大神と稱し度會宮を豐受大神と稱して差別的の稱呼を用ゐて居

止由氣宮地位の時代的向上

る。然るに延喜式によれば大神宮と度會宮との稱呼をも用ゐて、長寬勘文には日本紀私記を引

52

今天照大神者、是諸神之最貴者也、延喜御記中、有「大神宮與豐受宮、如君臣之文、豐受宮猶然、況餘神哉」

二所大神宮の呼稱

とつて居るのを考へると、延喜の頃はまだ大神宮と豐受宮とを全く對等とも認めてはゐないらしいが、又時には兩宮を總稱して二所大神宮といひ、文德實錄嘉祥三年九月の條にも「天照大神宮禰宜從八位下神主繼長、豐受大神宮禰宜從八位上神主土王等授外從五位」とあつて兩宮を對等に呼んで居る。

貞觀中既に内宮の呼稱あり

又日本紀略天慶五年の條に内外宮といふ文字が見え、それ以前既に三代實錄貞觀三年六月の條には「豐受宮禰宜、正八位上神主河繼、内宮大内人、外從八位下神主眞雄、同宮副大内人、外少初位下神主伊勢雄等、一祖之後、分爭歷年云々」とあつて未だ内外宮を對稱して居ないが、既に内宮といふ文字がある以上外宮の文字もあつたらしく判斷せられるから、内外宮の對立は晚くとも貞觀頃に認められるであらう。さうして後世永仁の頃に外宮の禰宜等が「豐受皇大神」と稱することにつき内宮禰宜等と爭論したことが皇字問題として著名に成つて居るが、此種の

論争はより早き時代にも存し得る筈で、彼の古事記に豊受太神を日向天降に随伴した神の如くに記したり、延暦二十三年進上の止由氣宮儀式帳に丹波降臨ありしを雄略朝に迎へ奉つた如く記した文も、豊受宮の禰宜等が其大神宮に對抗して、我が仕へ奉る神を高く昇す努力の一端と見るべきであらう。果してさうであつたとすれば今の古事記に

登由宇氣神、此者坐外宮之度相神者也

といつて外宮の文字を用ゐて居るのは内外兩宮對峙の時代の文章で、恐らくは平安朝初期のものであらう。尤も江戸時代國學者の説によると「外宮」の二字は「トツミヤ」と讀んで五十鈴宮の別宮の意味だと解して居るが、それは古事記を和銅の編纂と見た爲めの牽強な解釋で決して自然な解釋でない。私は上諸章に論じた様に古事記の成立を平安初期天長承和の際と見るものであつて、當時既に兩宮が内外對稱せられた時代であるから、外宮は文字通り内宮に對する名稱と解釋したい。従つて古事記の此條は外宮の主張を謳歌せん爲めに記入されたものであらう。

次に御門神について考へよう。古事記は之につき

天石戸別神、亦名謂櫛石窻神、亦名謂豊石窻神、此神者御門之神也

といつて居る。延喜式神名帳によると、大和國高市郡、攝津國烏下郡、近江國伊香郡、美作國

古事記外宮の文字とその時代

古事記の御門神は一神に各別名ありとす

神名帳の御門神は二神とす

英多郡、及び備前國御野郡等に天石戸別神社或は天津石戸別神社といふがあり、陸奥國白河郡に伊波止和氣神社といふがあり、又續日本後紀に承和十年九月陸奥國勳九等石波止和氣天神に従五位下を授けられたよしを記して居る、古事記の天石戸別神は恐らく此等祭神と同じであらう。又櫛石窻神とは延喜神名帳宮中坐神に

御門坐祭神八座

櫛石窻神 四面門 谷一座

豊石窻神 四面門 谷一座

とあつて宮中四門に各櫛石窻神一座と豊石窻神一座とを祀つたことが判るから古事記が此二神を御門之神也といつたことも自ら首肯せられる。さうして祈年祭祝詞にも御門祭祝詞にも、神名帳と同じ様に門神を二名列ねてゐるが、これは風神が天乃御柱乃命、國乃御柱乃命と稱せられ又一轉して龍田比古龍田比賣と呼ばれ、窻神が奥津日子神比賣命と呼ばれて居るのと同じ例であらうが、古事記はこの二神を天石別神といふ一神の異名としてこれを日向天降に結びつけて居る。

古語拾遺天石戸の記事中に

古語拾遺
門神は二
神として
共に太玉
命の子と
す

豊磐間戸命、櫛磐間戸命、守衛殿門是並太玉命之子也とあつて磐間戸は石窓と同であらうから、豊磐間戸命と櫛磐間戸命を殿門を守衛するといつたのは上の御門祭神の記事と一致するが、此二神を太玉命の子とすることは古語拾遺の特徴である。古語拾遺は齋部廣成が中臣氏の跋扈を憤つて大同二年に十一ヶ條の古傳を列擧して上訴に及んだもので、太玉命は齋部の祖神であるからこれを太玉命の子としたのは齋部氏の我田引水説であるかも知れぬ。さうして古事記が此太玉命と全然關係なき天石戸別神を引き出して御門神の二名をその異名となし日向天降に隨伴した神と稱して居るのは古事記によつて齋部の主張を破らうとする考へて、此れも亦古事記の作者が中臣系の人或はそれに阿諛する人であつたことを示すものである。

然し私は齋部の主張が正しいといふのではない。それが太玉命の子であらうとも亦天石戸別命の異名であらうとも、既に神代の神話に關係深き神であるならば、博採を理想とした書紀の神代紀に載せらるべき筈であるが事實神代紀にはこの二門神の名は見えて居ない。又律令の中にも此等の神を祭る行事が制定されて居ないから、御門神の祭祀は養老以後に起つて後に成つて朝廷に入つたものであらう。祝詞に

御門神祭
祀と支那
五祀の門
神

四方能御門爾湯津磐村能如塞坐氏朝者御門開奉、夕者御門閉奉

とあるごとく此神は宮門の守衛を司る神であるが、門神は支那に於ても竈神等ともにも五祀の一として祭られた筈で、それが我が國の神祇中に數へられたのは奈良朝末期以後であることか
ら考へると、彼の竈神と同じ様な經路をたどつて我國に入つたものであらうと想像せられる。
果して然らば此門神が古語拾遺及古事記の中に入つたのも平安朝期に入つてからの事で、これ
を天石戸別神の別名としたのは日神の石屋戸神話などから思ひ付いた技巧であらう。

第五章 主要神系の構成と挿入物語

僅か三卷の古事記が第一卷の全部を神代の記述にあてゝ居るのを見ても、古事記作者の力を
用ゐたところが神代にあることが判るが、此の神代記述の中に於て日本書紀に比して特異な點
は大年神系の記載である、實に古事記作成の主要目的は此神系を我が神代神話に結びつけるに
あつたらしいことは前既に述べた通りである。

日本書紀の本文によると素戔嗚尊が稻田姫を娶つて生み給ふた子を大己貴神(即大國主)とし
てゐるが一書の説では素戔嗚尊と稻田姫との間に八島篠が生れ八島篠五世の孫に大國主を配し

紀の素神
系大國主
に至る世
代の異説
と記の詳
細なる世
代歴名

て居て、別の一書の説には大己貴神は素戔嗚尊と稻田姫との間に生れた子の六世の孫だとして居る。古事記が八島士奴美の子孫に布波能母遲久奴須神、深淵之水夜禮花奴神、淤美豆奴神、天之冬衣神の四代を列ねて次に大國主神に及んだのは書紀一書の説に基いたのであらうが其間に詳細を系譜を述べたのは八島士奴美の異腹弟の大年神系の記載と均合を保たしめる必要から案出されたものであらう。かゝる均合にまで注意がはらはれて居るにもかゝらず、兄八島士奴美の子孫の記述から大年神系にうつる間には大國主神に關する非常に長い物語がのせられて居て文脈の聯絡を破つて居る。乃て或る學者はこの大年神系は後人の竄入であらうといはれて居るが私は寧ろ古事記作者は先づ素戔嗚神の子孫を詳述する八島士奴美と大年神との系譜を作つて、後に大國主神の下に大國主神に關する種々の物語を挿入したものと考へたい。

然らば大國主神に關する挿入物語は如何なる材料により如何に構成されたであらうか。先づ第一に古事記は

記の大國
主の五名
と紀の七
名

大國主神亦の名は大穴牟遲といふ、亦の名は葦原色許男神といふ、亦の名は八千矛神といふ、亦の名は宇都志國玉神といふ、竝せて五名ありといつて大國主の別名を列擧して居るが、これは恐らく神代紀一書に列ねられた七名(一)大國

主神、(二)大物主神、(三)國作大己貴命、(四)葦原醜男、(五)八千戈神、(六)大國玉神、(七)顯國玉神に基いたものであらう。さうして(二)の大物主神と、(六)の大國玉神とは古事記には省略されて居るが、(六)の大國玉神は恐らく大年神系に加へられた大國御魂神のことで、これを大年神系に加へんが爲めに故意に省いたのであらう。(二)の大物主神は何故に省略されたか説明し得ない、或は不用意にかきもらしたのかも知れない。それは兎も角も大國主の異名は書紀の一書が材料と成つたらしい。

次に大國主と八上比賣との戀物語の一段について考察しよう、いふところ八上比賣の名は書紀には見えず、古事記にもたゞこの一段中に出て居るだけである。然るに萬葉集「安貴王謠一首并短歌」の後の註に

右安貴王娶因幡八上采女、係念極甚、愛情尤盛、於時勅斷不敬之罪、退却本郷焉、于是王意悼怛、聊作此歌也。

とある。勿論此れは萬葉編者のかいた註ではあるまいが、かゝる傳説は可なり古くからあつたものと思はれるから、古事記の作者はこれを材料にして大國主と八上比賣との戀物語りを作成したのであらう。

大國主と
八上比賣
の戀物語

塵袋所引
因幡記鬼
の物語

次に有名な因幡裸鬼の物語については塵袋(及塵添搥囊抄)に左の如くいつて居る。

モノノカズヲカズフルヲ、ヨムト云フハ、下賤ノ詞歟。ツネニハ、ゲスノコトバト思ヘリ
但シヨムトモツキシナムド、歌ニモヨメルニヤ、歌ヨムニソヘタルニヤ。其上因幡記ヲミ
レバカノ國ニ高草ノコヲリアリ、ソノ名ニ二釋アリ、一ニハ野ノ中ニ草ノタカケレバ、タ
カクサト云、ソノ野ヲコヲリノ名トセリ、一ニハ竹草ノ郡ナリ、コノ所ニモト竹林アリケ
リ、其故ニカク云ヘリ、竹ノ事ヲアカスニ昔コノ竹ノ中ニ老タル兔スキケリ、アルトスキニ
ハカニ洪水イデキテ、ソノ竹ハラ水ニナリヌ、浪アラヒテ竹ノ根ヲホリケレバ、皆クヅレ
ソンジケルニ、ウサギ竹ノ根ニノリテ、ナガレケル程ニオキノシマニツキヌ、水カサヲチ
テ後本所ニカヘラント思ヘドモソタルベキチカラナシ、其時水中ニワニト云魚アリケリ、
此兔ワニイフヤウハ、汝ガヤカラハ何ホドカヲ、キ、ワニノイフヤウハ一類ヲ、クシテ海
ニミチミテリト云、兔ノイハク我ヤカラハラ、クシテ山野ニ滿テリ、マツ汝ガ類ノ多少ヲ
カズヘム、コノシマヨリ氣多ノ崎ト云フ所マデワニヲアツメ、一々ニワニノカズヲカズヘ
テ、類ノヲ、キ事ヲシラム、ワニウサギニタバカラレテ、親族ヲアツメテセナカヲナラベ
タリ、其時兔ワニドモノウヘヲフミテ、カズヲカズヘツ、竹ノサキヘワタリツキヌ、其

後今ハシオホセツト思テ、ワニドモニイフヤウハ、ワレ汝ヲタバカリテ、コ、ニワタリツ
キヌ、實ニハ親族ノ多キヲミルニハアラズトアザケルニ、ミギワニソヘルワニ共ハラダチ
テ、ウサギヲトラヘテキモノヲハギツ、カクイフ心ハ兔ノ毛ヲハギトリテ毛モナキ兔ニナ
シタリケリ、ソレヲ大己貴神ノアハレミ給テヲシヘ給フヤウハ、ガマノハナヲコキチラシ
テ其上ニフシテマロベトノ給フ、ヲシヘノマ、ニスルトキ多ノ毛モトノゴトクイデキニケ
リト云ヘリ。ワニノセナカヲワタリテカゾフル事ヲイフニハ兔踏其上讀來渡ト云ヘリ、コ
、ニヨムトイヘルハカゾフル心ナリ、一向ニ下臈ノカタコトニハアラザル歟。

塵袋は鎌倉末期の作であるが、その中に古き詞使ひの例證として引かれた因幡記は可なり古い
文献でなければならぬ、かりに一步をゆづりてさして古くない記録とすると、その中に記され
た物語は因幡の郡名を説明する傳説であるに相違ない。又、塵袋はその内容を紹介するのが主
で原文のまゝ引用はして居ないが、唯一句「兔踏其上讀來渡」とあるは疑もなく因幡記の原文
とかいた部分は古事記の「捕我悉剝我衣服」とあるに似「ガマノハナヲコキチラシテ其ウヘニフ
シマロベ」と記したのは、「蒲黃散散而輾轉其上」と同意である、これ等に依て考へると、古事

因幡記の
文と古事
記の語句
との比較

記の裸兎の記事は因幡記によつたものかも知れない、もし因幡記が古事記以後のものであれば古事記と因幡記とは更に古い同じ材料から取つたものであらう。

書紀には裸兎の傳説を記して居ないが一書の説に

紀の人畜
療病の傳
説

夫大己貴命、興少彥名命、戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及畜産、則定其療病之方、又爲攘烏獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、

とあつて、大國主の命が人畜の病を治める方を教へられた傳説が書紀編纂以前にあつたことが知れる。従つてその人畜の病を療すといふ傳説がいつしか因幡の裸兎の傳説と成つて因幡記にのせられた様な物語りとなり、更にこの物語りが八上比賣の傳説と結びついて古事記の様な記事となつたのであらう。

古事記は裸兎及び八上比賣の物語を終へた後に

八千矛神
の歌物語
の挿入

此八千矛神、將婚高志國之沼河比賣、幸行之時、到沼河比賣之家、歌曰云々

といつて相應に長い歌物語をのせてゐる。前に裸兎の話と八上比賣の記事には大國主命を大穴牟遲神と呼んでゐるが、こゝに至つて突如として八千矛神といふ別名が出て居る。これは恐らく前の部分と此段とが違つた材料から採用せられたことを示すものであらう。さうして此一段

の結末は

如此歌即爲宇伎由比而宇那賀氣理且、至今鎮坐也、此謂之神語也、

八千矛神
歌物語に
ついでの
染谷氏の
高見

で終つて居る。いふ所の神語とは、神功紀等に「得神語、隨教而祭」とある神語と違つて、神事に寄せた歌物語りであらう。この八千矛神の一條は元來歌舞に用ゐられた歌物語の類を古事記の作者が採用して大國主命に結びつけたものであることは近頃染谷進氏によつて説き出された（早稲田文學二六三）が私も其説に賛同したい。たゞ氏は古事記を和銅時の作と認めて、天武朝に於ける歌舞の流行と、和銅養老期に於ける代表的歌人の輩出等の事情によつて此歌物語を生み出した時世を説明して居られる點は私には肯ひかねる。私は古事記を平安朝初期の製作と見ること前に評論した通りであるが、平安朝期に於ても雅樂歌女を三十人と定められしこと、歌舞師や踏歌や雜舞大歌や童謠があつたこと、及び諸國から風俗舞を奏したことが日本後紀に載せられて居るなど當時も相當に歌舞が流行したらしく思はれるから、此頃行はれつゝあつた一條が此に採録されて大國主命に結びつけられたのであらう。

之を要するに八上比賣及裸兎の物語りの主人公は大穴牟遲神であり、沼河比賣歌物語りの主人公は八千矛神で各別の異名を用ゐてゐるが、此等物語の前には

挿入物語
材料の各
別なる證
跡

故此大國主神之兄弟、八十神坐しき、然れども皆國は大國主神に避け給ふとあつて。中間に三段の物語りを挿入し、然して後

故大國主神曾形與津宮に坐す神多紀理毘賣命に娶ひて生みませるみ子、阿遲鉏高日子根、神・次に妹高比賣命、亦の名は下光比賣命。この阿遲鉏高日子根神は今迦毛、大御神と謂すかみなり。大國主神亦神屋楯比賣命を娶ひて生みませるみ子事代主神。云々

といつて、大國主神といふ稱呼が前後相呼應して居る。従つて此間に存する大穴牟遲神及び八千矛神の別名を用ゐる挿入物語りが他の材料から採り入れられたことも自ら想像がつく。

さて古事記は大國主神の子孫を列記して遠津山岬多維斯神に至りて

右件、八島士奴美神より以下、遠津山岬帶神以前、十七世神と稱ふ。

と稱し、更にその下に大國主神の鵝皮衣服の物語や少名毗古那神やを記し最後に、「此者御諸山の上に坐す神也」と結んでゐるが、これ等の部分は神代紀に基いて多少の修正を加へたにすぎない。古事記はこゝに速須佐之男命の長子八島士奴美神の子孫の記事を終つて、次に異腹弟大年神の系統の記事に移つて居るが、大年神系については既に第一章に於て詳論したつたから更にいふべき要もない。たゞこゝに一言しておきたいのは、此の大年神系の記述は古事記製作の

主要目的の存する所で、八島士奴美神系の記載も畢竟大年神系を須佐之男命に結びつける連絡にすぎない。乃でこの大年神系の記事を終へた後は神代紀を參考して多少の技巧を加へ記事を進めて居る。

第六章 高木の神と丹塗の矢

天地開闢から大年神系統に至る古事記の記載は、諸神の系統を主要目的とし、これに種々の物語を挿入して出来て居ることは上に述べた通りである。さうしてその後の記載になると神代紀を中心資料に取つて順を追ふてかきつけられて居るが、時々作者の思ひ付にまかせて無造作な技巧が加へられて古事記特異の記載と成つて居る。その一例は天若日子の物語にもあらはれて居る、古事記は先づ、豊葦原秋の水穂の國を天の忍穗耳の命に知らさんとする天照大御神の命を記して、次に高御産巢日神が天の安河の河原に八百萬の神を集めて評定の結果天菩比神を使として大御神の意を傳へしも三年後奏なく、更に天若日子に天の麻迦古弓と天の波波矢を賜ひて降し遣されたがまた久しく復奏しない、乃で雉名鳴女を遣して復奏せざる所以を詰らしめたことを記してさいふ。

矢の傳説
と高木神
の別名記
載

即ち天若日子、天つ神の賜へる天之波士弓天之迦久矢を持ちてこの雉を射殺しつ。爾にその矢雉の胸より通りて逆に射上げらえて、天の安河の河原に坐す天照大御神高木神の御所に逮りき。この高木神は高御産巢日神の別の名なり。故れ高木神その矢を取らして見そなはずれば、其矢の羽に血著きたりき。こゝに高木神この矢は天若日子に賜へりし矢ぞかしと告りたまひて諸の神に示せて詔りたまへらくは云々、

右の一段は神代紀の本文と一書とを合糅してかゝれたものらしく、本文では「高皇産靈神」が主に成つて居り又一書には「天照大神」が主になつて居るが、古事記は双方を綜合して高御産巢日神が天照大御神の命によつて爾々せられしことゝかいて居る。これによつて古事記が書紀の本文と一書を合糅して居ることが知られるが、一つの奇怪なことは古事記の此段の初には「高御産巢日神」と記して、中ごろ以下は「高木神」とかき、かつ「高木神は高御産巢日神の別の名なり」と説明して居ることである。神代紀には本文にも一書にも高木神といふ神なく、古事記も開卷第一天地初發の時高天原に成りませる三柱の神の名を列ねたところに「高御産巢日神」と記しその後若日子物語の初に至るまで凡そ五回「高御産巢日神」の御名を出して居るが、こゝに突如「高木神」を出してから以後神武天皇段に至るまで九回「高木神」を出して一度も「高御産巢日神」

高御産巢
日神を中
間より高
木神の別
名に改む

高木神の
名他の諸
書に所見
なし

の名を出して居らぬ。實にこの若日子物語りは古事記に於ける「高御産巢日神」と「高木神」との換り目である。さうして「高皇産靈神」といふ名は書紀には神代紀に二十七回神武紀に二回計二十九回あらはれて居るが「高木神」は一回も見えない、獨り書紀ばかりでなく延喜式神名帳にもこれに該当する神名が見當らぬ。たゞ三代實錄元慶二年十一月十三日の條に筑後國高樹神に従五位上を授けられた記事があるがこれとても古事記の「高木神」にあたるか否やは分明しない。要するに「高木神」は古事記に特有な神名と見てよい。

次に神武天皇納妃の記事についても古事記特有の物語りがある。

更に大后とせむ美人みよめ求もとぎ給ふ時、大久米命の曰さく、此間神の御子なりとまをす媛女ありその神の御子なりとまをす所以は、三島、湟咋の女、名は勢夜陀多良比賣、それ容姿かほよ麗美ければ美和の大物主神見めて、その美人の大かほ便ひんにいれる時、丹塗矢に化りてその大便の下より、その美人の富登を突きたまひき。かれその美人驚きて立ち走りいすゞぎさ。かくて其矢をもち來て床邊に置きしかば、忽ち麗はしき壯夫に成りて即ち其美人に娶ひて生みませるみ子名は富登多々良伊須岐比賣命とまをす、亦の名を比賣多々良伊須氣余理比賣とま

古事記の
神武段に
見えたる
丹塗矢の
傳説

神武紀納妃の記事

をす。かれ是れを以て神の御子とはまをすなり。こゝに七媛高佐士野に遊べるに、伊須氣余理比賣その中にありき。大久米命その伊須氣余理比賣を見て、歌もて天皇にまをしけらく、「夜麻登の高佐士野を七ゆく媛女ども、誰をしまかむ。」こゝに伊須氣余理比賣その媛女どもの前に立てりき。天皇その媛女どもを見そなはして御心に伊須氣余理比賣の最前に立てることをしりたまひて歌もて答へたまはく「かつがつも、いやささだてる愛をしまかむ」以上は古事記の神武天皇納妃の一節であるが、日本書紀の神武紀には

庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天皇當立正妃、改廣求華胄、時有人奏之曰、事代主神共三島溝槪耳神之女玉櫛媛所生兒、號曰媛踏鞴五十鈴媛命、是國色之秀者、天皇悅之、九月壬午朔己巳、納媛踏鞴五十鈴媛命以爲正妃。

とあつて、古事記と一致しない。即ち古事記では三輪の大物主神(即大國主の別名)と、三島の湊咋之女(即三島溝槪耳神之女)勢夜陀多良比賣との間に生れた比賣多々良伊須氣余理比賣を神武帝の御后と記して居るが、書紀によると媛踏鞴五十鈴媛命は大物主の女でなくして事代主神の女と成つて居る尤も神代紀卷一の終りに一書を引いて

此大三輪之神也、此神之子、即甘茂君等、大三輪君等、又姫踏鞴五十鈴媛命。又曰、事代

主神化爲八尋熊罥通三島溝槪姫(或云玉櫛姫)而生兒姫踏鞴五十鈴媛命、是爲神日本磐余彥火火出見天皇之后也。

といひ、踏鞴五十鈴姫を三輪神即大物主の女とする説と事代主神の女とする説との二説をあげて居るから、此兩説は書紀編纂當時から存在した異説で、書紀の神武紀は事代主説をとり、古事記は大物主神説をとつたものであらう。さうして事代主神は書紀の一書によると八尋の熊罥に化けて溝槪姫に通つたといふが、古事記によると三輪の大物主神は丹塗矢に化けて溝咋之女にいひよつたことゝなつて居る。さうして大物主が丹塗矢に化したといふ傳説は古事記特有の傳説で書紀には見えなす。

然るに丹塗矢の傳説は古事記によると他にもある。即ち

大山上咋神、亦名山末之大主神、此神者、坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鑄神者也、

の一節がそれである。此一節特に最後の一句は頗る不可解の文章であるが、日吉禰宜口傳抄に別雷神、昇天之時、丹塗矢鳴動飛去、在比叡社、其後飛去、在乙訓社、又飛去在松尾社といひ、本朝月令所引秦氏本系帳に

日枝松尾に關する丹塗矢の傳説

初秦氏女子、出葛野川、澣濯衣裳、時有一矢、自上流下、女子取之還來、刺置於戶上、於_レ是女子無_レ夫姪、既而男……即便爲_レ雷公、折破屋棟、升天而去、故鳴上社號_レ別雷神、鳴下社號_レ御祖神也、戶上矢者松尾大明神是也。

といひ又

玉依日賣於_レ石川瀨見小川、遊爲時、丹塗矢自_レ川上流下、乃取挿_レ置床邊、遂感孕生_レ男子。など綜合して考へると日枝松尾鳴の三社にはいづれも丹塗矢の傳説がついて居て、此の三社の社家が姻戚關係にあることを思ひ合すと丹塗矢の傳説は此等の社家に特有な傳説らしく思はれる、さうして古事記に所謂「用鳴鏑神者也」とあるのもそれが松尾及日枝の祭神であるとするればこれも丹塗矢の傳説と同じでなければならぬ、「用鳴鏑」の用字は本居翁の説によると成或は化の字の誤りで用鳴鏑は「鳴鏑になりませる」と讀むべきだといふ、翁は又一説を出して用は丹の字の誤りで用鳴鏑は丹塗矢のことでもあらうかといふ。伴の信友は更に一説を出してこの句「坐_レ葛野松尾_レ爾鳴鏑神者也」に作りしを爾の字を本文に竄入して且つ用に誤つたもので「葛野の松尾に坐_レ鳴鏑の神なり」とよむべきだといふ。諸説いづれが正しきかを判じかねるが、いづれにしても丹塗矢の傳説に相違ない。

古事記の
用鳴鏑の
文字に關
する本居
翁及信友
の説

丹塗矢の
物語と大
久米命

丹塗矢の傳説が日枝松尾鳴社に特有な傳説であるとするれば日枝の社には三輪の明神を勸請して居るのであるから、彼の神武帝の妃比賣多多良伊須氣餘理比賣を美和の大物主神の御女として大物主神に丹塗矢の傳説がついて居るのも恐らくこの三社關係から出た傳説であらう。又古事記によると神武帝に比賣多多良伊須氣餘理比賣をすゝめて丹塗矢の物語りを語つた人は大久米命だといふ。然るにこの大久米の命は大來目の督將を人格化して後世に榮え出した大久米直姓の祖先にあてたもので實在の人ではないらしい、さうしてこの丹塗矢の物語が大久米命によつて語り出されたとかいて居るのは或は平安朝頃に傳はつて居た大久米舞の類から古事記作者が材を取つたであらうと想像されないこともない。然し古事記の作者が大久米直の姓を大伴氏に拮抗せしめて持ちあげて居ることは既に第二編第五章に論じた通りで、古事記の作製が三社關係の社家から起つて居ること第二編第八章に論じた如くであつたとすれば、此に大久米命の口をかゝりて丹塗矢の物語をもちだしたとも考へられないことはない。

以上私は若日子物語中に於ける「高木神」の名と神武納妃の段の「丹塗矢」の傳説は古事記の記事が他に異つてゐる特異點であることをのべたが、更にふりかへつて見ると若日子物語りにも

古事記作者の若日子血矢と丹塗矢との聯想

血に染つた天の波波矢の傳説がある。勿論若日子の矢の物語りは日本書紀にもあつて必ずしも古事記の特徴ではないが、古事記の作者が丹塗矢の傳説をもつて居た三社關係の人であつたとすれば、若日子の矢物語りについても必ず丹塗矢を聯想したであらう。さうしてこれを聯想するとすればこの若日子物語りをも彼等の祭神と因縁づけようと試みるに至るのも人情の自然である。乃て若日子物語りの中に現れ出た「高木神」が古事記の特徴であるとすれば、高木神といふ名が三社關係の祭神中に見出され得ないであらうか。もしこれが見出されたならば、こゝまで高御産巢日神といふ名を用ゐて来て、此に至つて突如高木神に改められた理由を説明し得る筈である。乃て百方三社關係の記録を調査した結果「松尾神社文書」中から次の様な文書一通を發見した。

立券

言上、松尾社御領遠江國池田庄壹處事、在管豐田郡内、

四至

限東天龍河、限南鹽海並宮崎、限西長田長上兩郡境、限北字江墓揚田、

勝示

壹所良 富田郷拾漆坪、勾坂境古河

壹所坤 倉所南海際、川勾庄巽

壹所軋 中村壹坪、羽鳥庄與美齒御厨境

壹所巽 文三島、南埼海際

脇勝示

壹本東 天龍川渡中須

壹本北 富田一里貳坪、羽鳥庄境北中心

壹本西 池田伍坪、蒲御厨與川勾庄境

壹本西 高木明神本

壹本西 高木郷拾參坪、昌川勾庄境

(中略)

右任去年七月五日 宣旨、同十三日國司應宣、同留守所施行符、爲松尾社領、永爲斷向後
牢籠、國使并社使等相共堺四至打勝示、令立券之間、三方勝示者打畢、擬打坤勝示之處、
仁和寺觀音院末寺頭陀寺領、川勾庄官等越彼庄東堺高木明神本、依擬押取當庄内、經認之

松尾神社文書の高木明神

處、自川勾庄出對證文長承官符也、件官符之狀、以高木明神本、可爲川勾庄東堺之由顯然也、加之保元年中、小納言入道國務之時、任件官符之狀、被定堺畢、凡雖非沙汰限、猶依致執論、經奏聞之處、任長承官符、以高木明神本、可爲川勾庄東堺之由、以同十二月廿八日、所被下 旨旨也、因之今年二月十九日、任宣旨定其堺畢、仍立券言上如件

嘉應三年二月 日

庄官

公文僧在判

惣檢校源在判

本社使

櫛谷禰宜泰宿禰在判

國使

判官代檜前

介小長谷

官使

左史生安部在判

松尾社領
池田と頭
陀寺領川
勾

右の文書は、其内容によつて考へると、天龍河の西にある松尾社所領遠江國池田庄と、その西隣に接續する頭陀寺領川勾庄との間に境界争があつた後の立券文で、嘉應三年二月と記されて居る。遠江の池田は後には天龍河の東に成つて居るが此頃は河西にあつたらしく、さうして脇勝示に「壹本西高木郷拾參坪畠川勾庄境」といひ又「壹本西高木明神本」といひその本文中にも「頭陀寺領川勾庄官等、越彼庄東堺高木明神本、依擬押取當庄内」とあるから、松尾社所領池田庄の西部が高木郷でその地に高木明神祠があつたことが判る。此券文は嘉應三年のもので比較的後世のものであるが、その中に「長承官符、以高木明神本、可爲川勾庄東堺之由、顯然也」とあるから、長承以前から高木明神の存在したことは明瞭である。さうしてかゝる券文の性質として境界を證明する爲めに、それが松尾社に寄進或は購入されたことを述べるのが通常であるが券文中にこれに言及して居ないのは餘程古くから池田庄は松尾社所領であつたのであらう、又此券文中に見えて頭陀寺は三代實錄貞觀五年八月の條に「以遠江國頭陀寺預於定額」とあつて後世この寺は濱名郡に移て居るが室町時代の史料には河曲庄頭陀寺とかいて居るから貞觀の頃

頭陀寺は
貞觀以前
より川勾
にありし
ならん

松尾領池
田庄高木
郷高木神
社

は勿論川勾庄にあつたであらう。さうしてこの頭陀寺領川勾庄に對して、長承保元嘉應の間屢々境堺を争つた松尾領池田庄の古かつたことも想像されよう。さうしてこの古くから松尾社の所領池田庄に高木郷があつてこゝに高木神社のあることは、松尾社關係の社祠に高木神社のあつた證據で、古事記の作者は或は高御産巢日神の名稱が高木に似て居る爲めこの高木神社を結びつけるために「高木神は高御産巢日神の別の名なり」といつたのであるまいか。

第七章 古事記の技巧と法王帝説

古事記は日本書紀を主要なる材料とし、これに風土記や古い物語の類で補綴して技巧を加へたもので、其補綴の痕跡の尤も顯著な一例は、彼の大國主命に關する挿入物語に於て見る事が出来る。この事に關しては既に第五章に詳論した通りであるが、茲にまた景行段の例をあげてその一斑を示さう。

尾津一つ
松の歌

古事記景行段日本武尊歸西の條に「尾津ノ前ノ一ツ松のもとに到りませるに、先きに御食せし時、其地に忘られしたりし御刀、失せずして猶ありき、かれ御歌よみしたまはく」として尾張に直に向へる、尾津の崎なる、一つ松吾兄を一つ松、人にありせば大刀佩けましを、

きぬ着せましを、吾兄^{あせ}を。

とあるが、この歌は書紀景行紀に

尾張にたゞにむかへる、一つまつ、あはれ一つまつ、人にありせば、きぬきせましを、たちはけましを、

とある歌によつてかゝれたものと思はれるが、古事記は「一つ松」の上に「尾津の崎なる」といふ一句が加へられ、「あはれ」を「吾兄を」に作つて居る。兩方の歌を熟讀玩味すると、この歌は尾津に於てよまれたのであるから「尾津の崎なる」といふ一句はなくとも意通り、「あはれ一つ松」の一句は「吾兄を一つ松」といふより自然に思はれる、是古事記の作者は景行紀によつて修正を加へたのであらうか、或は亦景行紀の異本にかく作つたものがあつたのであらうか、いづれにしても古事記は景行紀に本いたのであらう。古事記は此歌をあげた次に

其地より幸まして三重村に到りませる時、また吾が足三重の勾なしていたく疲れたりと詔りたまひき、故れ其地を三重といふ

といつて居るが、かゝる傳説は景行紀には見えない。伊勢の三重の地名は天武紀に三重郡家とあるから古くから存する地名に相違ないが、その地名の起源を日本武尊によつて説明したのは

三重の地
名の起源
と播磨の
三重里

古事記の特徴である。播磨風土記に播磨の三重里の名の起源を説明して

三重者、在昔一女拔筠以布裹食、三重居不能起立、故曰三重

とあつて、日本武尊の傳説と似て居るから古事記作者は或はこれ等によつて思付いて日本武尊に附會したのかも知れぬ、或はまた此種傳説が古くから三重地方にあつたのかも知れぬ、いづれにしても古事記は景行紀に本ついで更に附會の説を加へて居る。又景行紀には日本武尊が東征の途上伊勢に立ちよられて、皇女倭姫から草薙の劔を授けられたことを記してゐるが、古事記はこの時劔に火打囊まで添へて授けられたと記して居る、これ古事記の記載が書紀よりも一層發展して居る點で、これも亦附會の一つであらう。次に古事記は三重の傳説をも記した後には尊が能褒野に至りよまれた歌四首をあげて居るがその中三首は景行紀十三年條に天皇の御製としてせられて居る。これも古事記作者が景行紀の天皇の御歌を附會したものか或は他にこれを尊の歌とする記録があつてそれを採用したものか、何れとも判明しないが、兎も角も景行紀と一致を闕いてゐる。さうして古事記の景行段には既に論じた如く六鴈の傳説を除き、大伴武日を削り、膳夫七拳脛に久米直氏を結びつけた様な技巧が加へられて居るのであるから、これに述べた様な特異な記載も恐らくはその細工に成つたものであらう。

古事記の作者はまた日本書紀の記事を逆用してその古傳なるを證明しようとした形迹がある

記日本武尊の作歌と景行紀天皇の御製

例へば神武紀に

皇帥遂東、舳艫相接、方到難波之碕、會有奔潮太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂

難波訛、(中略)、遡流而上、徑至河内國草香邑青雲白肩之津、

とあつて養老當時難波とかゝれる地名は浪速が本義であるといつて居るが、古事記には

從其國上行之時、經浪速之渡、而泊青雲之白肩之津、

とかいて居て、一見書紀よりは古いかき方の如く見える。然し書紀や萬葉は多く難波とかきま借字を用ゐて名庭とかき、或は字音假名で「那爾波」「奈爾波」などとかいてゐて一度も浪速とかいて居ない。恐らく書紀の彼條は難波の地名が浪速の轉だといふ事をのべただけで古い時代に浪速とかいたといふ義ではあるまい。さうして古事記の製作が平安朝初期にあること既に述べた如くであつたとすれば、古事記の作者は正しく書紀の記載を逆用して其古きを誇る材料に使つたのであらう。

又日本書紀に素戔鳴尊の大蛇退治を記したところに大蛇の眼を形容して「眼如赤酸醬」といひ其下に双注を施して「赤酸醬此云阿箇箇鵝知」を説明して居るが、古事記では本文に「彼目如赤加賀智」といつてその下に「此謂赤加賀智者、今酸醬者也」と註して居る。これ又日本書紀の注脚を背景にして古事記の中に書紀以上の古い國語が保存されて居る如く装つたもので、これも恐らく古事記作者の技巧であらう。其他古事記の中に諸國の國名や地名を記するにあつた

難波と記の浪速

つて書紀や萬葉と違つた一種特別な文字を使用して古きを銜て居るが、これも後世の偽書舊事大成經と同一手段であつて輕信することが可能ないことは上に論じた通りである。

更に一つ古事記について奇怪なことは、その中に記された神武帝より推古帝に至るまで歴代諸帝の寶算と崩年の干支が日本書紀の記載と一致しないことである、試みに古事記の寶算と日本書紀のそれとを表記してその齟齬の大體を示さう。

歴代諸帝の寶算に於て紀記の大なる相異

列聖	古事記	日本紀
神武	一三七	一二七
綏靖	四五	八四
安寧	四九	五七
懿德	四五	
孝昭	九三	
孝安	一二五	
孝靈	一〇六	

孝元	七五	
開化	六三	一一五
崇神	一六八	一二〇
垂仁	一五三	一四〇
景行	一三七	一〇六
成務	九五	一〇七
仲哀	五二	五二
應神	一三〇	一一〇
仁德	八三	
履中	六四	七〇
反正	六〇	
允恭	七八	若干
安康		

雄略	一二四	
清寧		若干
顯宗	三八	
仁賢		
武烈		
繼體	四三	八二
安閑		七〇
宣化		七〇
欽明		若干
敏達		
用明		
崇峻		
推古		七五

表中空欄のところは其記載を闕くを示す。さて右の表を通観すると古事記と日本紀との兩書が一致するのは唯仲哀天皇の實算を五十二とするだけが兩者の一致する所であつて、その他は盡く一致を闕いて居る。勿論古事記の雄略帝以前、書紀の應神帝以前の實算中には多く百歳以上の長壽を示して居て、ともに事實としては認めがたいが、それが史實であるか否やの問題を別として考へても、かくまで統一を闕くのは奇怪千萬といはねばならぬ。もし古事記が和銅の眞撰であり書紀が養老の勅撰であつたなれば兩者は略同じ時代に成立したものであるから、双方とも類似する實算を擧げるべきである。もし又和銅養老以前に實算に關する二種の傳説があつて各別の説を取つたものだと考へるならば、何故異説を註記するに忠實であつた書紀の作者が古事記の採用した異説を記さなかつたのであらうか、恐らく書紀の作者は古事記が記した様な異説は知らなかつたらしく従つて古事記の實算は後世の作り事と判断せざるを得ない。

然らば書紀の實算は信用し得るであらうか、私は書紀の記載を通覽して履中紀以前と反正紀以後との間に一つの區劃が存在するかの如く感じて居る。第一、履中以後の諸帝は百歳以上の長壽を保たれた方がないが、履中帝以前では綏靖帝の八十四歳、安寧帝の五十七歳仲哀帝の五十二歳履中帝の七十歳を除くと他は皆百歳以上の實算になる、さうして仁德帝の御年は紀に記載

書紀の實算より見たる履中紀以前と反正紀以後との區劃

して居らぬが、帝は應神帝の長子であらせられるから應神帝崩御の時は相當御年であらせられたに相違なくその上御在位が八十七年であつたといふから、帝の寶算は百歳を下ることはあり得ない筈である。反正帝以後武烈帝まで紀には寶算を記して居ないがその御在位年数が反正六年、允恭四十二年、安康三年、雄略二十三年、清寧五年、顯宗三年、仁賢十一年、武烈八年であまり不自然な在位年数を示してないから其實算も亦普通人壽標準に近いものであつたらう、従つて履中帝以前は概して長命で反正以後は普通年齢であらせられたこととなる。これが履中以前と反正以後とに區劃を考へる一の理由である。次に日本紀の履中以前の記載は總じて鑽仰的口調で書れて居るが以後は實際を傳へる様にかゝれて居て、中には随分無遠慮に出したと思はれる様な記事さへある、これが履中帝を以て前後を劃する第二の理由である。次に履中帝は仁德帝の三十一年に御年十五歳で太子に立たせられたといふから父天皇が在位八十七年に崩御あらせられた時は、既に七十一歳の御高齢であり、其後更に六年の御治世といへば履中帝の寶算は七十七であらせらるべきであるが紀には御年七十と記して居る。此れ履中帝の附近に接續の無理のあることも暗示するもので、これが履中帝によつて記載を區劃する第三の理由である。これ等の點から推測するに我國史は允恭帝の頃位に一度履中以前の歴史が編纂されたりしく、

書紀記載の態度より見たる履中以前と反正以後
履中紀附近の記事の接續

反正紀以後の聖壽の自然的な記載

この頃對外的或る政策上から我國史の年代を延長する必要があつたため、これ以前諸帝の寶算が引きのばされて居るのであらう。次に反正以後の諸帝は聖壽も不明なものが多く、その中允恭、清寧、欽明の三帝の如き比較的御長壽と思はれる聖壽も御年若干とかいて疑しきを闕き、明かに聖壽を記したのは繼體安閑宣化推古の四帝にすぎない。これ反正以後の記録が虚造をさけて實際を傳へようとした證據で、履中紀以前と態度を異にして居ると思はれる點である。従つて反正紀以後寶算の記載あるとなきとは書紀編纂當時知り得た限りを如實に示したもので、編者の率意に造り出した記事ではない。さうして履中紀以前の寶算もそれが實際に遠ざかること夥しいにしてもその構成は非常に古いもので決して養老近くに考案されたものでない。日本紀欽明紀の註に

帝王本紀多有古字、撰集之人屢經遷易、後人習讀以意刊改、傳寫既多遂致舛雜、一往難識者、且依一撰而注詳其異、他皆效此、

といつたのによつて考へても書紀の使用した材料が相當古いものであつたかゝ想像せられる。想ふに書紀に記載された寶算は書紀編纂當時存在した唯一の古記録に基いたもので、之に背反する古事記説の様な別傳があつた譯でなからう。もしこの想像に過がなかつたならば古事記の

古事記の寶算は編者の虚造か

古事記諸
帝の崩年
の干支

實算は根據なき虚説といはなければならぬ。

古事記はまた歴代諸帝の崩年干支を記して居る、即ち崇神は戊寅、成務は乙卯、應神は甲午、仁徳は丁卯、履中は壬申、反正は丁丑、允恭は甲午、雄略は己巳、繼體は丁丑、安閑は乙卯の年に崩御し給ふたとして居るが、書紀と一致するのは唯安閑の崩年だけで他は皆一致しない。

(古事記には上舉諸帝の間に垂仁、景行、安康、清寧、仁賢、武烈の崩年干支なく、顯宗は治天下八年と記して又干支を記さぬ)。さうして書紀繼體紀本文に「二十五年(辛亥)春二月天皇病甚、丁未天皇崩于磐余玉穗宮、時年八十二」と記し其下夾注に

或本云、天皇二十八年歲次甲寅崩、而此云二十五年歲次辛亥崩者、取百濟本記爲文、

其文云、大歲辛亥三月、師進至于安羅、營乞德城、是月高麗弑其王安、又聞、日本天皇及

皇太子皇子俱崩葬、由此而言、辛亥之歲當二十五年矣、後勘校者知之也

とあるのによつて推測すると、書紀編纂の資料中には繼體天皇の崩御を二十八年甲寅とする説と二十五年辛亥説との二説があつたが、書紀は百濟本記の二十五年辛亥説に従つたことが知られる。乃で次の安閑紀にも

二十五年春二月辛丑朔丁未、男大迹天皇立大兄爲天皇、即日男大迹天皇崩云々

といつて繼體帝の崩御二十五年即辛亥説をのべて居るが、次に安閑帝の遷都を記して

元年春正月遷都于大倭國勾金橋(中略)是年也太歲甲寅

といふに及んで遽かに甲寅説を取つて居る。一體安閑帝は繼體崩御の年に直ちに即位遊されたのであるから、其元年は逾月改元とすれば辛亥の歲、逾年改元としても壬子の年が元年とあるべきであるが、これを甲寅に配したのは矛盾といはなければならぬ、さうしてこれが單に此ところの誤寫でないことは、次の宣化帝の元年を太歲丙辰として居ることによつても證明するところが可能。想像するに書紀の編者は大體我國の所傳によつて年紀を定めたが繼體紀に於て百濟本記の説を採用したが爲めに如此矛盾を生じたものであらう。さうして其採擇の當否は別の問題として茲に論ずることを差し控えるが、これによつて書紀編纂者が眼にふれた總ての材料を忠實に記載して、少しも造り事を加へて居ないことだけは明瞭に認めることが可能。従つて養老當時古事記に記載されて居る様な天皇崩御の干支が存在したならば書紀は必ずこれに對する取捨の意見をのぶべきであるが、書紀三十卷中一度も之れに言及してゐない。これ古事記の干支が後世の作りごとである證據である。

然らば古事記は何に本づいてかゝる特異な年代と干支とを案出したであらうか、今悉くその

紀の編者
と干支の
異説

古事記の崩年干支と法王帝説

根據を示すことは可能ないが少なくとも敏達、用明、崇峻、推古四世の治世干支の記事は法王帝説に本づくものゝやうである。試みに古事記と法王帝説と書紀とを對照すると次の通りである。

古事記	法王帝説	日本紀
(欽明) 志歸嶋天皇、治天下卅一年	辛卯年四月崩、 榊前坂合岡也、 陵	三十二年(辛卯)夏四月天皇遂崩于 内寢、時年若干、葬榊隈坂合岡
(敏達)坐他田宮治天下壹拾肆歲也 他田天皇、治天下十四年	乙巳年八月、 陵在 池邊天皇、治天下三年	十四年(乙巳)秋八月乙酉朔、巳亥 天皇病彌留、崩于大殿
(用明)坐池邊宮治天下參歲 倉橋天皇、治天下四年	丁未年四月崩、 或云川内志奈我山田寸 秋七月葬葬	二年(丁未)夏四月癸丑天皇崩于大 殿、七月甲戌朔甲午葬于磐余池上陵
(崇峻)坐倉橋柴垣宮治天下肆歲 倉橋天皇、治天下四年	壬子年十一月崩、 實爲島大 臣所滅也、 陵倉橋岡在也	五年(壬子)十一月癸卯朔、乙巳馬 子殺天皇、是日葬天皇于倉梯岡陵
(推古)坐小治田宮治天下參拾漆歲 少治田天皇、治天下卅六年	戊子年三月崩、 或云川内志奈我山田寸 陵大野岡也	三十六年(戊子)三月丁未朔、癸丑 天皇崩

法王帝説と書紀の崩年干支

右の表に於て法王帝説と書紀とを比較すると推古天皇の治世並に崩年の干支は帝説と書紀と全然一致する、また欽明天皇の治世を帝説は卅一年とし書紀は卅二年として居るが、その崩年は兩書ともに辛卯の歲として居るから同じであつてその治世の相違は尙考べき餘地あるものとするもそれが後の諸帝の治世年數に影響はない、さうして次の敏達天皇の治世年數と崩年とは兩書全然同じである。然るに敏達推古兩帝の中間に用明崇峻の二朝は書紀によると用明二年、崇峻五年として居るが、帝説は用明に一年加へて三年となしその代りに崇峻を一年減じて四年として居る、而も兩朝の崩年は書紀帝説の間に相違がない。さうして其崩年干支によつて判斷すると書紀が正しく帝説は誤つて居ることが判る。

法王帝説書紀の利便とその技巧

然るに古事記の記載は用明崇峻兩朝に於て全然帝説の誤りを襲うて居る。さうしてその前の敏達帝の崩年を甲辰としたのは恐らく用明帝が丁未の歲に崩御あつて御在位三年とする帝説の記事を生かす爲めの細工であるらしい。さうしてこの細工を加へた結果は直ち溯つて欽明帝に影響すべきであるが、古事記は欽明帝の在位と崩年とを記述してゐないから如何に考へたか明かでない。もし帝説の欽明卅一年説と書紀の卅二年説との相異を古事記の作者が見て居たとすれば或はこれが敏達崩年の繰上げの自由を思付かせた一因であるかも知れぬ。然し帝説は欽

古事記の
諸所に治
世崩年を
闕くもの

明の崩年を書紀と同じく辛卯として居るが其在位年数は書紀と一致を闕き適從すべき術がないので、古事記の作者は欽明の治世崩年を記さず、又その前宣化帝の年數崩年をも記さないで破綻を蔽ひ得る様に計つて居る。併し單にこの宣化欽明の二代だけの年數崩年を闕くことは拙を藏する所以でない、乃でそれ以前の諸帝に於ても所々崩年を闕いて偽作の痕跡を曖昧にするこゝとにつとめて居る。又古事記が法王帝説と重なる記事のみに「治天下幾年」とかくのは如何にも模倣の根源を暗示する嫌があるから、注意深くも顯宗帝の條に「坐近飛鳥宮治天下捌歲也」といふ一條を留めて、後の記載の形式を準備したものでらしい。かく考へて來ると古事記の年數と干支とは法王帝説に本づいて案出されたものであるらしく、帝説を書紀に比較すると書紀が正しく帝説に誤りがあるらしいから、古事記の記載は全然信用し得ない様に思はれる。

要するに古事記の年代干支は法王帝説の錯誤に基き書紀に異つた年代を提示しようといふ意圖の下に考案されたもので正確なる資料に基いてかゝれたものでない、もし古事記が和銅の眞撰であるか、又は養老以前の材料に基いて居るならば、異説を保存するに忠實な書紀にこれをかき漏す理由がない。

第八章 成立編提要

私は第二編に於て古事記の製作が平安朝初期天長承和の際にあると想定した。そこで本編に入つて第二編の想定のもとに考察をすゝめて現在の古事記が如何なる材料により如何にして構成せられたかを論じた。

古事記上卷は神代の神話を記述すると同時にそれを當時著名なる神社に結びつけてさながら名社の祭神を説明したかの如き感じのする部分がある。此等の神々は大體書紀の神代紀に見えた神々であるが、中には全然書紀に見えないものもある。此書紀の記述に上らない神々の中特に注意すべきは大年神系の諸神である。所謂大年神系とは大年神を父とし天知迦流美豆比賣を母とし其間に大山咋神、奥津日子神、奥津比賣神等の十六神、及びその異腹の子大國御魂神韓神御年神等の諸神で、その中奥津日子奥津比賣は竈神だと稱せられ支那五祀の一なる竈崇拜の思想から起つて居るらしい、韓神も其名の示す如く外來神であつて、その上この系統に屬する諸神はたゞ大國御魂神一柱を除く外悉く神代紀に見えない神であるから、古事記は此等外來神や後起の諸神を神代神話に結びつけることを主要な目的として居るらしく見られる。さうして

其系統の神々が比叡と松尾とに祭られて居て、比叡と松尾とが鴨社に關係ある點から推測すると古事記作者は此三社に關係ある祠官等の手に成つたらしく見える。(第一章)

古事記はその巻頭第一に別天神五柱を記して居るが、これ等五神は、書紀神代紀に見えた神世七代とその下に引稱せられた一書の説とを合糅して、新らしく神世七代の名を定め、この七代にもれた諸神の別名を最初にかゝげて五柱を別立したもので、實は神世七代の諸神の異名をならべたにすぎない。(第二章)

かくて古事記は書紀の本文と一書の説を組み合せて別天神五柱と神世七代の系統を造り、これに比叡松尾の祭神を主體とする大年神系を附け加へて、神代神話の組織を構成し、又時々風土記歌物語の類から材を取つて面白おかしき挿入物語りを添へてゐる、かの有名な大國主と因幡の裸兎の物語八上比賣の物語りの如きは其尤も著名なるものである(第五章)。この種挿入物語りは獨り神代だけでなく人皇の段にも見えて居る、彼の日本武尊の東征によつて三重の地名の起源を説明したなども恐らく此一例として數へ得るであらう(第七章)。古事記は人皇段に入つてから歴代諸帝の寶算や、在位年數や、崩年干支を記するにあつて、書紀と全然別な記載を残して居る。これは恐らく古事記の作者が日本紀に加上して特異の傳説を傳へて居る如く装

ふたもので輕信することは出来ない。諸帝の寶算の如きは書紀の記載も可なり不自然な點が多くて、容易に信じがたいが、然しそれが養老以前の古い傳説であることは疑はれぬ、然るに古事記になるとそれが何時頃の傳説であるかも明瞭でなく、全然虚造の説らしく見える。殊に歴代諸帝の治世年間と崩御干支の如きは法王帝説の錯誤を利用して強ひて書紀に違つた年代を記さうとつとめたもので、可なり綿密な注意が拂はれたと思はる中に時々破綻を露出して居る。(第七章)。

古事記は出來得るかぎり名社の祭神を紹介して居るが、このところに於ても亦時々破綻を暴露して居る。例へば古事記は豐受神を外宮の度相に坐す神となし、櫛石窻神と豐石窻神とを御門の神也とかいて居るが、所謂豐受神は元來は度相の山田に立てられた太神宮屯倉に祠られた稻穀の神であつたらしいが、その後屯倉に關係した磯部氏が發展して渡會氏の姓を賜ひ、渡會氏が榮えるとともに其祭神豐受大神も有名になり遂に五十鈴宮の内宮と相並んで外宮と稱せられるに至つたもので、それが内外宮と並べよばれるに至つたのは早くとも平安朝初期以上に上るものでない。従つて古事記が豐受神を外宮の祭神と説いて居るのはその製作が平安初期にある證據である。又御門神も書紀や律令に見えない神名で恐らくは支那五祀の一たる門神の崇拜

が我國に傳つたもので、竈神等と略同じ徑路を取つて起つたものらしく、それが朝廷の祭祀にあづかる様に成つたのは奈良朝末以後であるから、こゝにも古事記製作の年代が暗示されて居る。(第四章)。

古事記が平安初期の著作で其作者が鴨比叡松尾の祠官關係の人だと考へると、猶他にも思ひ當ることがある。例へば神武天皇納妃の條に於ける美和の大物主神が丹塗の矢に化りて三鳥湟咋女に通じた物語は松尾日枝の祭神大山咋神が丹塗矢に化りて秦氏の女或は玉依姫と通じ別雷神を生んだといふ傳説と似て居る、さうして三輪の明神大物主が比叡へ勸請されて居る事など思ひ合すと丹塗矢物語も矢張り鴨神日枝松尾三社の間に傳へられた特殊傳説で、これが神代の記載に入つたのも恐らくは古事記作者によつて補綴が加へられた結果であらう。又古事記は高御産巢日神を高木神とかいた部分があるが所謂高木神は松尾領遠江池田庄にいつき祀られた神であることを思ふと、古事記の作者は松尾神の所領の祭神をその音の類似によつて結びつけたものらしい。これ等も恐らくは其作者の如何なる人であるかを暗示するものであらう。(第六章)。

論じて此に到ると既に第二編に於て想定した古事記製作の年代は略間違ない様な感じがする。然し世の古事記信奉者中には如何にして平安朝初期にあつて古事記の様な著作が成立し

得ようかと疑はれる方もないとは限らぬ。然し平安朝初期は我が古典研究の盛な時代で、既に大同年間には古語拾遺の著作があり次に弘仁中には多人長の日本紀講讀が行はれ、又弘仁姓氏録の編纂があり、やゝ下つて承和十年から十一年にかけて内史局に於て菅野高年に日本紀を講ぜしめた記事が續日本後紀に載つて居る。さうして又嘉祥二年三月には興福寺の僧が仁明帝寶算四十の賀詞を上つたといふが、續日本後紀の編者はこの興福寺僧の賀詞をあげて、其次に「季世陵遲、斯道已墜、今至僧中、頗存古語、可謂禮失則求之於野、故採而載之」と稱讚の辭を捧げて居るより察すると、平安初期は我國史中古典研究の尤も旺盛な時機で、此間神祇奉仕者の中に於ても相當研究熱が勃興せんとして居たらしいから、彼等の間に於て古事記程度の偽作書を作ることは必ずしも不可能であるまい。

古事記論 終

昭和四年十一月五日印刷
昭和四年十一月十日發行

古事記論
定價貳圓貳拾錢

著者 中澤見明

發行者 東京市神田區今川小路三丁目九番地
長坂金雄

印刷者 東京市神田區三崎町三丁目五十六番地
野口常太郎

印刷所 東京市神田區三崎町三丁目五十六番地
友文社印刷所



發行所

東京市神田區今川小路三丁目九番地
國史講習會 雄

山閣
電話九段貳參壹四番
振替東京二四二二七番

東洋大學
教授

田中治吾平先生著

定價貳圓五拾錢(送料十二錢)
菊版クロス上製 三百余頁

天照大神々格論

新刊

國土神に筆を起して皇祖大神の御神格を宣明し、神道に於ける一神教思想の發達を論述したる堂々一千有余枚の大論文。本書は、東洋大學教授田中治吾平先生がその該博なる識見と多年蓄積せる深奥なる蘊蓄とを傾け盡したる卓説にして現下動搖せる思想界に一味の清涼劑を投じたるものと云ふ可く、神官、宗教家は勿論、教育者、國文學研究者等必備必讀の名著也。

發行所 東京東區神田區今川二丁目二七番地 雄山閣

511

594
117

